

橿原市移動等円滑化基本構想



住む人も 訪れる人も
だれもが活動しやすい
歴史あふれるまち 人にやさしいまち
かしはら

平成22年3月
橿原市

はじめに



急速な高齢化と少子化が同時進行し、かつて経験したことのない人口減少社会となった我が国では、高齢者や障がい者等も含めた、あらゆる人たちが同じように生活できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念が重視され、誰もが自立した社会生活を実現でき、安全・安心・快適に暮らせる環境づくりが強く求められています。

このような社会的背景から、本市では、平成18年度に制定されました「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）に基づき「橿原市移動等円滑化基本構想」を策定しました。

この構想では、公共交通機関、公共福祉施設、商業・業務施設が集積している近鉄大和八木駅・近鉄八木西口駅・JR 畷傍駅周辺から県立医大、今井町、かしはら万葉ホールを含む本市の中心市街地を重点整備地区と定め、高齢者や障がい者を含む誰もが、移動や施設の利用を安心かつ安全におこなえるようバリアフリー化を重点的・計画的・一体的に進めるための基本構想を策定して、中南和の玄関口としてふさわしい地区の実現化を目的としています。

今後は、この構想に基づき、市民の皆様や関係機関のご協力をいただきながら、ハード、ソフト両面のバリアフリー化事業の充実を図り、『快適な生活を育むまち 橿原』の実現に取り組んで参ります。

最後に、この構想の策定にあたり、ご尽力をいただきました関係各位に厚くお礼申し上げますとともに、今後ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 22 年 3 月

橿原市長 森 下 豊

目次

1. 橿原市移動等円滑化基本構想の策定について	1
2. バリアフリー新法の概要	3
3. 現況の把握	6
4. 上位関連計画の把握	12
5. 移動等円滑化の基本的な方針	16
6. 重点整備地区の基本方針	21
7. 重点整備地区の範囲の設定	23
8. 生活関連施設・生活関連経路の設定	25
9. 実施すべき特定事業等	28
10. 橿原市移動等円滑化基本構想の実現に向けた推進体制	59
参考資料 1: 重点整備地区の課題	参-1
参考資料 2: アンケート調査結果	参-18
参考資料 3: 橿原市移動等円滑化基本構想策定協議会 会員名簿	参-23
参考資料 4: 橿原市移動等円滑化基本構想策定協議会 要綱	参-24

1. 橿原市移動等円滑化基本構想の策定について

1) 基本構想策定の背景と目的

急速な高齢化と少子化が同時進行し、かつて経験したことのない人口減少社会となった我が国では、高齢者や障がい者等も含めた、あらゆる人たちが社会活動に参加し、自己実現するための施策が求められています。そこで、平成18年12月20日から「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が施行されました。この法律では、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、駅を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進することとなっています。

一方、橿原市は、京都、大阪、名古屋方面の結節点となる近鉄大和八木駅など、13もの駅を有していますが、特急停車駅である近鉄大和八木駅のバリアフリー化は進んでおらず、駅周辺の公共施設や奈良県立医科大学等の公共福祉医療施設、民間施設、今井町重伝建地区およびこれらをネットワークする経路上においてもバリアフリー上の課題を有しており、市民が利便性や快適性を享受できる橿原市の拠点として課題解決に向けた政策の実行が求められています。

橿原市移動等円滑化基本構想の策定は、高齢者・障がい者等を含む誰もが、移動や施設の利用を安心かつ安全におこなえるようバリアフリー化を計画的に進め、中南和の玄関口としてふさわしい地区を実現することを目的としています。

2) 基本構想の位置づけ

本構想は、バリアフリー新法に基づき策定するものです。また、「橿原市第3次総合計画」「橿原市都市計画マスタープラン」等上位計画や「障がい者・高齢者福祉関連計画」等の関連計画との整合を図るとともに、奈良県住みよい福祉のまちづくり条例を遵守した計画とします。

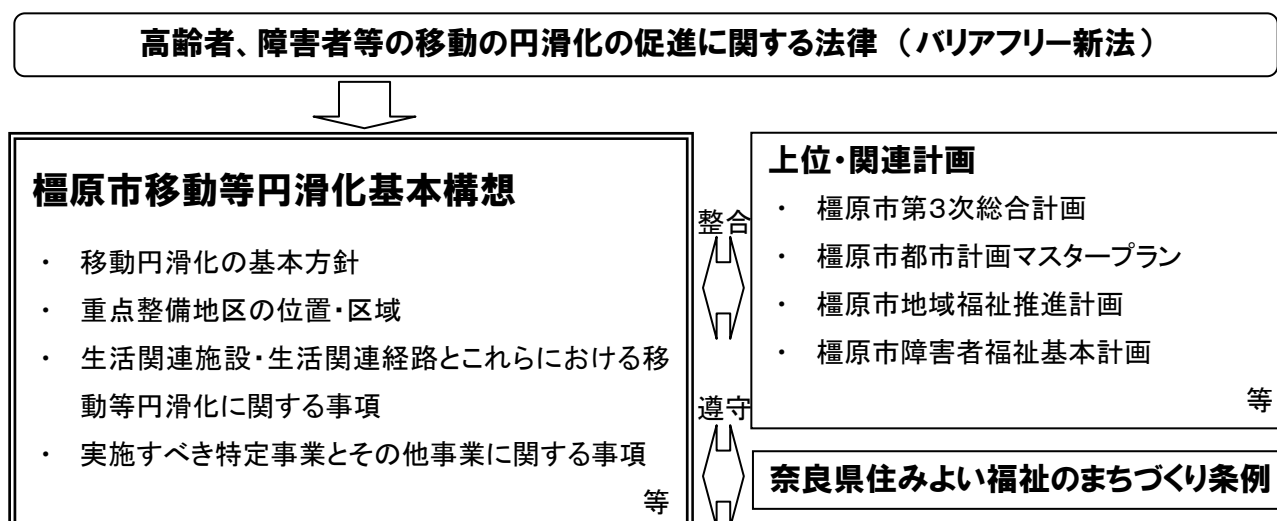
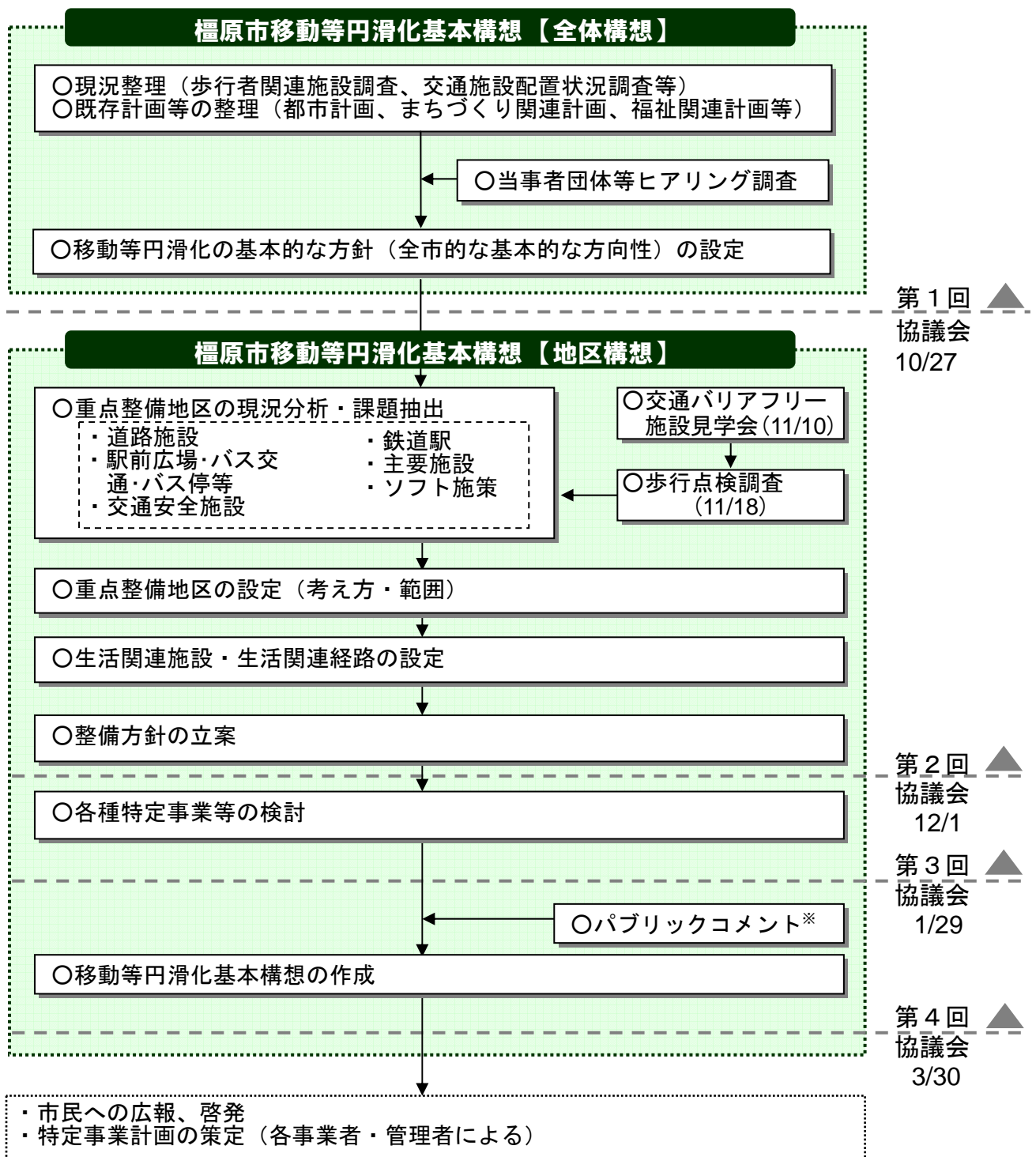


図 基本構想の位置づけ

3) 検討の進め方



※行政が計画等を定めようとするときに、それを定める前に一定の意見提出期間を定めて、その間に広く一般に意見を求めること。

図 検討の進め方

2. バリアフリー新法の概要

1) バリアフリー新法の概要

●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定める。

○基本方針の策定

○主務大臣は、移動等の円滑化の促進に関する基本方針を策定

○移動等の円滑化のために施設管理者等が講ずべき措置

旅客施設及び車両等
(福祉タクシーの基準を追加)



道路



路外駐車場



都市公園



建築物
(既存建築物の基準適合努力義務を追加)

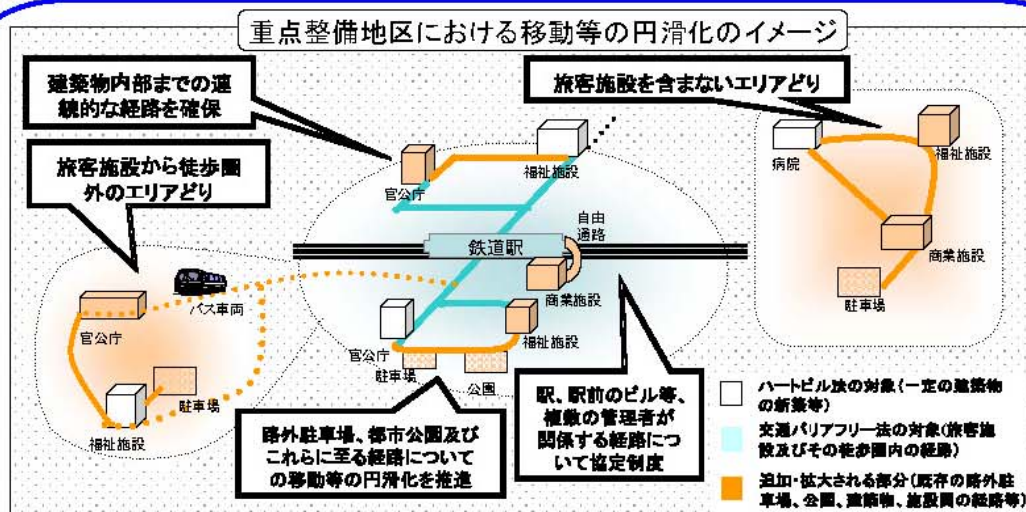


○これらの施設について、新設又は改良時の移動等円滑化基準への適合義務

○既存のこれらの施設について、基準適合の努力義務

等

○重点整備地区における移動等の円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施



○市町村は、高齢者、障害者等が生活上利用する施設を含む地区について、基本構想を作成

○公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、建築物の所有者、公安委員会は、基本構想に基づき移動等の円滑化のための特定事業を実施

○重点整備地区内の駅、駅前ビル等、複数管理者が関係する経路についての協定制度

等

○住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置



○基本構想策定時の協議会制度の法定化

○住民等からの基本構想の作成提案制度を創設

等

※国土交通省ホームページ参照：<http://www.mlit.go.jp/barrierfree/barrierfree.html>

2)基本構想の策定について

(1)基本構想策定の留意点

① 様々な段階での住民・当事者参加

- ・ 基本構想の作成プロセスの様々な段階で、住民・当事者参加を図る
- ・ パブリックコメント制度の活用など

② スパイラルアップ(継続的・段階的な改善)

- ・ 基本構想を作成することをゴールとすることなく、協議会による基本構想の実施段階における連絡調整制度などを活用しながら、継続的・段階的なバリアフリー化の推進に努める

③ 心のバリアフリー

- ・ バリアフリー化に関する国民の理解と協力についての教育活動、広報活動等を通じた取り組み(心のバリアフリー)
- ・ 作成プロセスにおける住民の理解と協力を留意すること、普及啓発事業(バリアフリー教室など)の実施や基本構想への位置づけ など

(2)基本構想作成の効果

- ◆旅客施設、道路等施設のバリアフリー化の促進・実現につながる(予算確保を含む)
- ◆高齢者、障がい者等の移動に対するニーズ把握につながる
- ◆住民への意識啓発につながる
- ◆事業者間の相互理解や連携が進む など

(3)基本構想の内容

①一般的な留意点について

○目標の明確化

基本構想や各種事業計画について、可能な限り具体的な目標を設定することが重要

○各種計画等との整合

総合計画、都市計画マスタープラン、福祉関連計画等

○地域特性への配慮

特有の気候・気象条件、観光地、中心市街地、交通結節点、景観に優れた地域など

②基本構想に明示すべき事項について

1:重点整備地区における移動等円滑化の基本方針

(基本構想の位置づけ、構想の期間、基本構想を作成する背景・理由、重点整備地区の特徴)

2:重点整備地区の位置・区域

3:生活関連施設、生活関連経路とこれらにおける移動等円滑化に関する事項

(事業の可否ではなく、実態に即して客観的に選定する。事業実施の有無にかかわらずネットワークのあり方を決定する。)

4:実施すべき特定事業その他の事業に関する事項

(生活関連施設・生活関連経路に位置づけた施設のうち、「特定事業」または「その他の事業」を実施する施設について、事業の種類ごとに概ねの事業内容(対象施設・整備箇所、事業者、整備内容、事業実施時期 等)を記載)

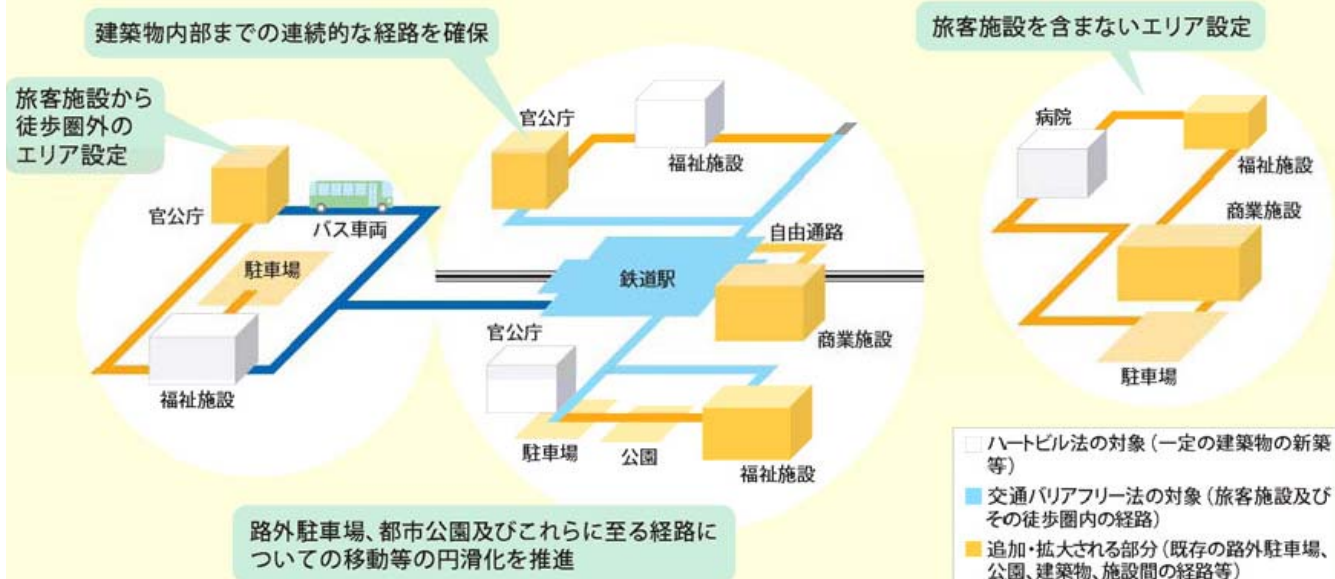
5:①4と併せて実施する市街地開発事業において移動等円滑化のために考慮すべき事項

②自転車等の駐車施設の整備など移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する事項

③その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

(ソフト施策(心のバリアフリー、情報提供、マナーの向上)、交通手段の充実(バス路線充実、コミュニティバス、介護タクシー等高齢者・障がい者等の重点整備地区への移動等の利便性、安全性を高める取り組み)、地域特性に応じた施策、基本構想作成後の実施状況の把握方法等 など)

重点整備地区における移動等の円滑化のイメージ



3. 現況の把握

1) 橿原市の概況

橿原市は、橿原古墳から縄文時代の土器等が出土するなど、何千年前という古くからの歴史を脈々と今に伝え続けるまちです。わが国最初の本格的な都である藤原京が建設され、近世には、中南和地方の商業・金融の町として発展しました。

奈良県のほぼ中央に位置し、国の名勝に指定された大和三山をはじめ、大和川水系の川が緑豊かな街を形成しています。

市内には京都、大阪、名古屋方面の結節点となる近鉄大和八木駅が立地するなど、13もの駅を有しています。また、京奈和自動車道、国道24号大和高田バイパス、中和幹線といった広域幹線道路網も整備され、交通の要衝となっています。

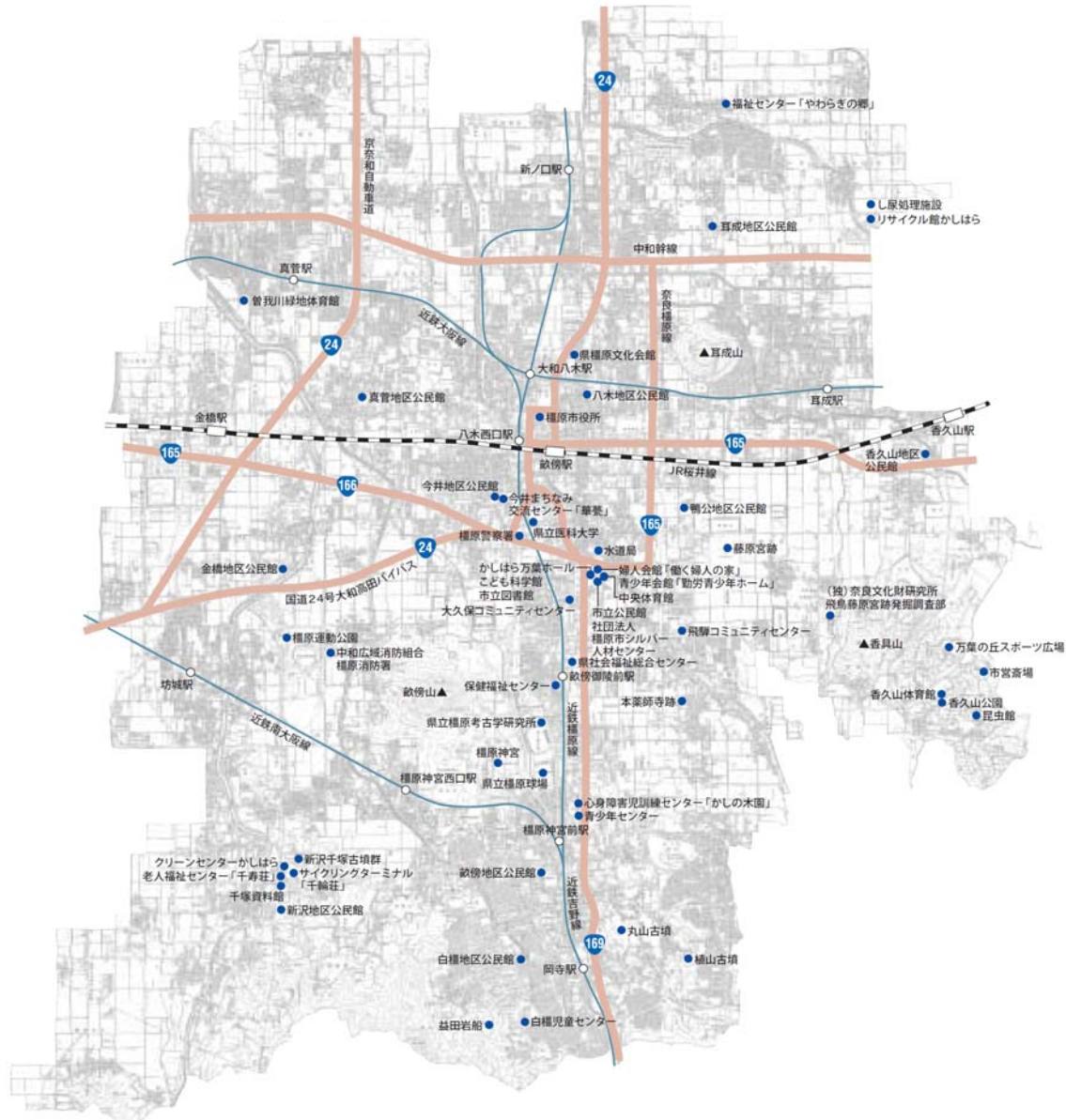


図 橿原市の概況

出典：市勢要覧

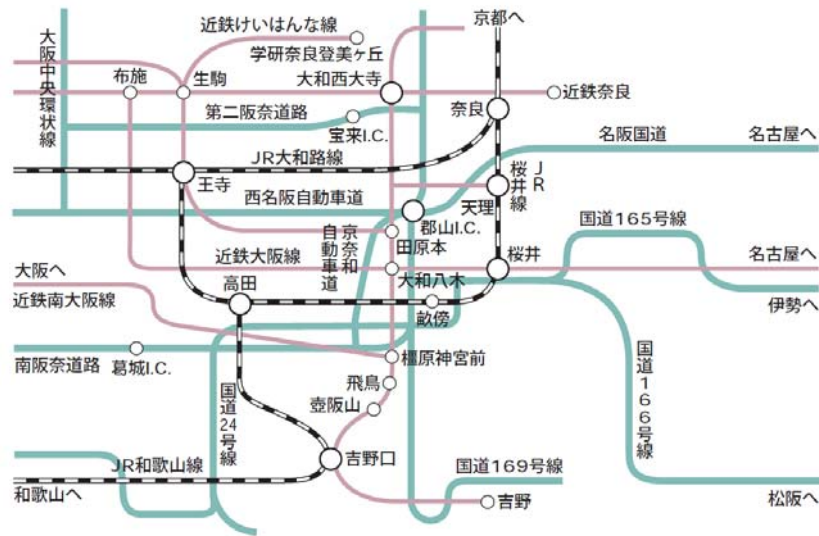


図 檀原市の鉄道網

出典：市勢要覧

2)人口動向

檀原市の人口は、約 12 万 7 千人（平成 17 年国勢調査）となっており、平成 12 年までは増加していましたが、平成 17 年には微減に転じました。今後大きく減少傾向に転じると予測されています。

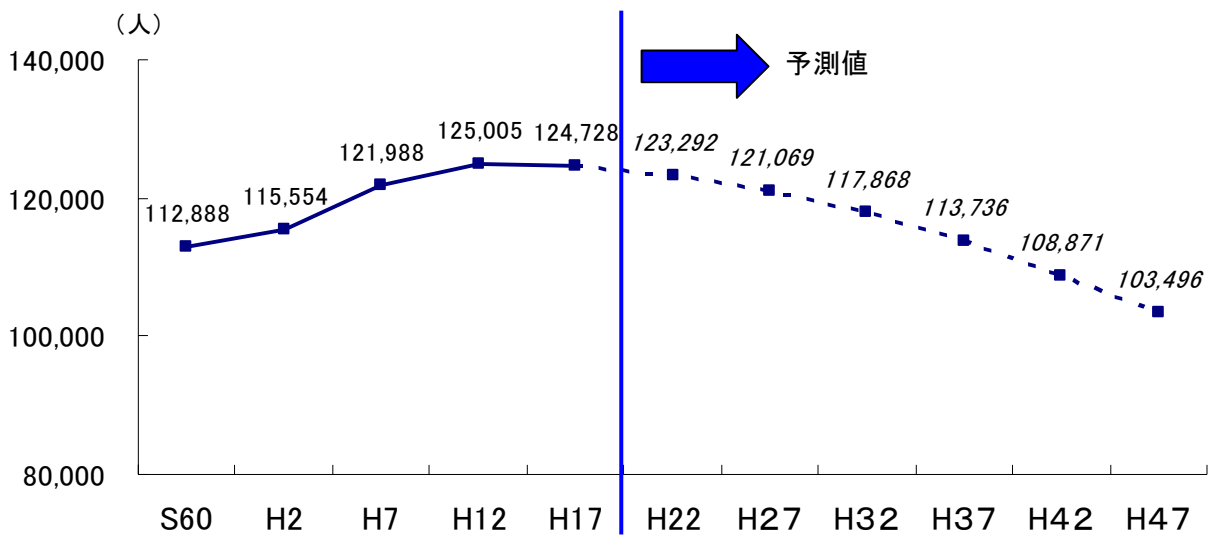


図 檀原市の総人口の推移と予測

出典：S60～H17（実績値）：国勢調査

H17～（予測値）『日本の市区町村別将来推計人口』（平成 20 年 12 月推計）国立社会保障・人口問題研究所

また、全国値ほどではないものの、少子・高齢化の傾向も大きく、特に近年の後期高齢者（75歳以上）の割合の増加は顕著になっており、今後大きくその傾向が強まると予測されています。

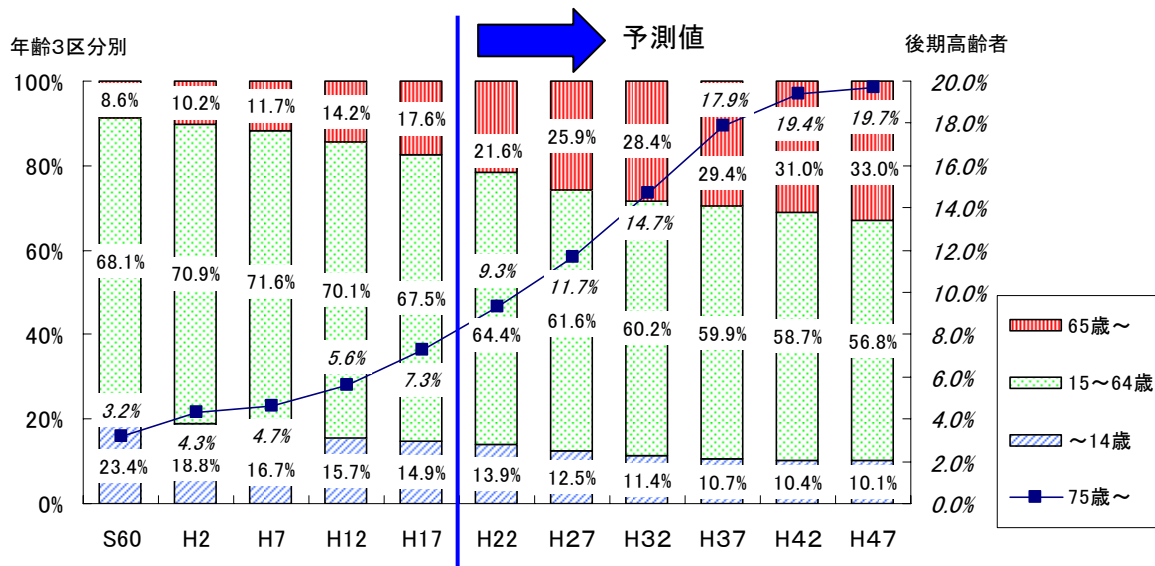


図 檀原市の年齢別人口の推移

表 参考) 全国の数値

	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
～14歳	13.8	13.0	11.8	10.8	10.0	9.7	9.5
15～64歳	66.1	63.9	61.2	60.0	59.5	58.5	56.8
65歳～	20.2	23.1	26.9	29.2	30.5	31.8	33.7
75歳～	9.1	11.2	13.1	15.3	18.2	19.7	20.2

出典：S60～H17（実績値）：国勢調査

H17～（予測値）『日本の市区町村別将来推計人口』（平成20年12月推計）国立社会保障・人口問題研究所

3)障がい者数

身体障がい者手帳交付者数の推移をみると、近年増加を続けており、特に内部障がい、肢体不自由者の増加が顕著になっています。

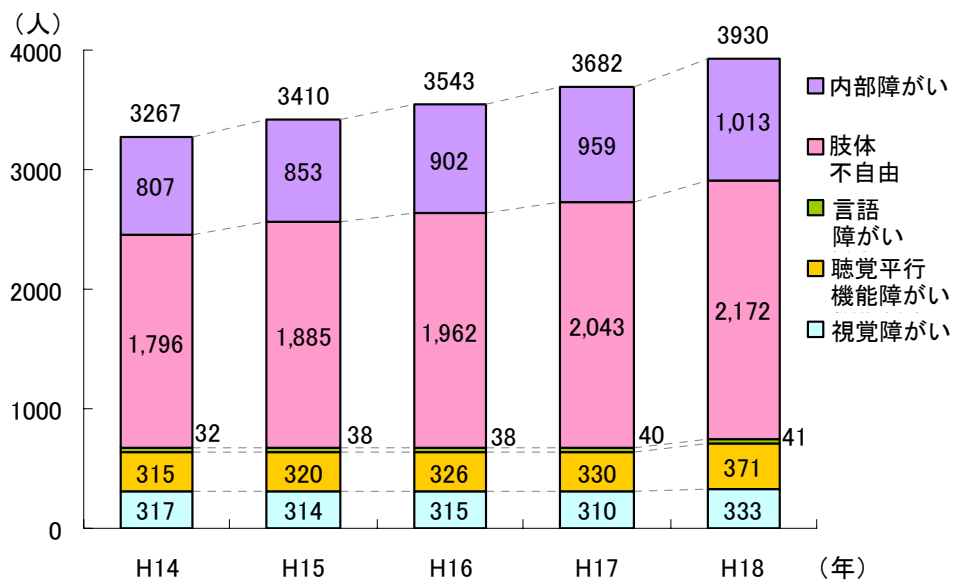


図 檀原市の身体障がい者手帳交付者数の推移

出典：檀原市健康福祉部 在宅支援課

4) 鉄道駅及び周辺施設分布の状況

橿原市内の鉄道駅及び周辺施設の分布状況は以下の通りとなっています。

表 鉄道駅及び周辺施設の分布状況

西日本旅客鉄道株式会社

駅名	路線バス 発車台数	乗降客数 (人/日)	駅の構造	段差の解消		トイレ設備	半径500m圏の主要な施設
				改札外	改札内		
畝傍駅	—	862	地上改札 地上ホーム (無人駅)	段差有り (10cm以上)	階段のみ	車いす等無 (男女共用)	市役所、今井町、奈良県立 医大、奈良県立医大病院、 平成記念病院、平尾病院、 橿原郵便局
香久山駅	—	372	地上改札 地上ホーム (無人駅)	高低差なし	階段のみ	車いす等無 (男女共用)	コーナン
金橋駅	—	660	橋上(盛土)改札 橋上(盛土)ホーム (無人駅)	階段のみ	高低差なし	車いす等無 (男女共用)	イオンモール

近畿日本鉄道株式会社

駅名	路線バス 発車台数	乗降客数 (人/日)	駅の構造	段差の解消		トイレ設備	半径500m圏の主要施設
				改札外	改札内		
真菅駅	—	5,092	地下改札 地上ホーム	階段のみ	ホーム-地上 (外)スロープ インターフォン対応	車いす オストメイト 乳児用ベッド	曾我川緑地体育館
近鉄大和八木駅 (八木西口駅 を含む)	平日:178台 休日:165台	37,646	橿原線 地上改札 地上ホーム (跨線橋有)	スロープ有	エレベーター 有(11人乗)	車いす	市役所、橿原文化会館、近 鉄百貨店、今井町、平尾病 院、橿原郵便局
大阪線 地上改札 橋上ホーム			階段・エスカ レーターのみ				
近鉄八木西口駅 (大和八木駅 を含む)			地下改札 地上ホーム		階段のみ		
耳成駅	—	4,374	地下改札 地上ホーム	階段のみ	ホーム-地上 (外)スロープ インターフォン対応	車いす等無	
新ノ口駅	—	4,578	地下改札 地上ホーム	改札内外共有 型エレベーター 有(11人乗)	改札内外共有 型エレベーター 有(11人乗)	車いす オストメイト 乳児用ベッド	MOVIX橿原、運転免許セ ンター
畝傍御陵前駅	—	3,762	地下改札 地上ホーム	エレベーター 有(11人乗)	エレベーター 有(11人乗)	車いす	県社会福祉センター、市保 険福祉センター、県市町村 会館、橿原神宮、橿原公 苑、県考古学研博物館
坊城駅	—	3,556	地下改札 地上ホーム	階段のみ	ホーム-地上 (外)スロープ インターフォン対応	車いす	
橿原神宮西口	—	2,048	地下改札 地上ホーム	改札内外共有 型エレベーター 有(11人乗)	改札内外共有 型エレベーター 有(11人乗)	車いす	橿原神宮
橿原神宮前駅	平日:233台 休日:211台	22,528	橿原線 地上改札 地上ホーム	高低差なし	スロープ有	車いす オストメイト (簡易便房有)	商工会議所、橿原神宮、橿 原公苑、橿原ロイヤルホテ ル
南大阪線 地下改札 地上ホーム			エレベーター 有(11人乗)	エレベーター 有(11人乗)			
岡寺駅	平日:48台 休日:42台	2,238	地下改札 地上ホーム	地下-地上 スロープ	ホーム-地上 (外)スロープ インターフォン対応	車いす等無	

※ は、乗降客が5,000人/年以上の駅(平成19年度版 橿原市統計書より)

※ は、バリアフリー上の課題を有する主要な設備

※ は、主要な施設の立地が多い

5)バスのバリアフリー化状況

バリアフリー化されたバスの導入状況は、以下の通りです。奈良県の状況は、ワンステップバスは全国値を上回っていますが、ノンステップバス、リフト付バスの導入は大きく下回っています。近畿地方では、京都府や兵庫県等におけるノンステップバスの割合が、全国値を大きく上回っています。

表 バスのバリアフリー化状況

	リフト付バス(乗合)	ワンステップバス	ノンステップバス
奈良県(台)	3	149	56
人口比(台/1万人)	0.02	1.05	0.39
滋賀県	21	61	86
人口比(台/1万人)	0.15	0.44	0.62
京都府	30	137	529
人口比(台/1万人)	0.11	0.52	2.00
大阪府	115	777	847
人口比(台/1万人)	0.13	0.88	0.96
兵庫県	24	459	595
人口比(台/1万人)	0.04	0.82	1.06
和歌山県	8	22	61
人口比(台/1万人)	0.08	0.21	0.59
全国	813	10,559	10,549
人口比(台/1万人)	0.06	0.83	0.83

※人口比は「人口1万人に対する台数」

- ・平成19年3月末現在(社団法人バス協会会員事業者保有台数)
- ・人口は、平成17年国勢調査値を用いている

出典：2007年版日本のバス事業(社団法人 日本バス協会)

また、バスの利便性向上に向け、バスがどこを走っているかなどの情報を提供する「バスロケーションシステム」の導入が全国で進んできています。奈良交通でも、バス停における情報発信、インターネットでの情報提供が行われています。

なお、橿原市内では、「バスロケーションシステム」は見られません。

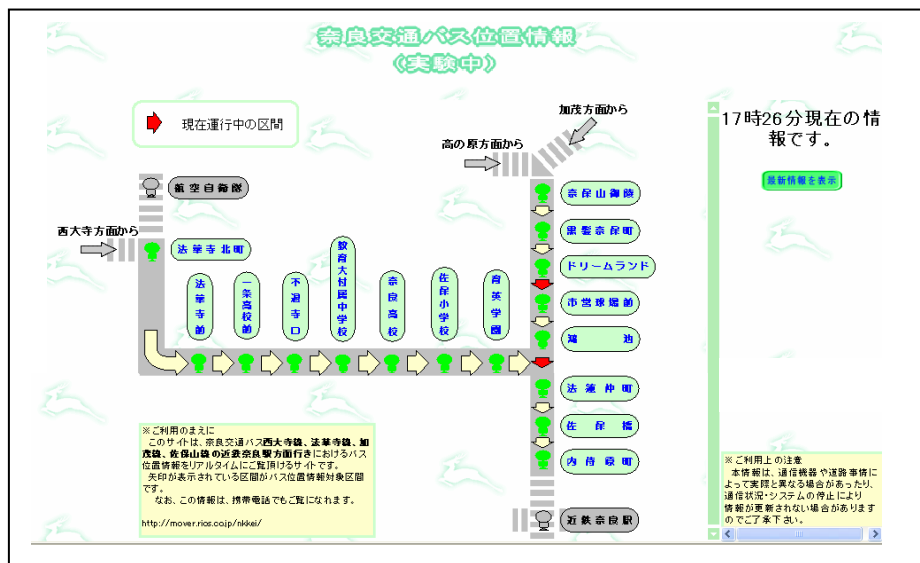


図 奈良交通ホームページ上で公開されているバスの位置情報(実験)

4. 上位関連計画の把握

1) 上位・関連計画の概要

橿原市第3次総合計画 基本構想(平成20年)	
将来像・理念	<p>【まちづくりの理念】人とともに、歴史とともに、やさしく強いまち かしはら</p> <p>【将来像】歴史・文化と人がつくる交流都市</p>
歩行者空間等に関する記述	<p>【福祉と健康づくりで明るいまち】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者が自立した生活をおくるための支援や安全対策 ・ 高齢者がさまざまな場に参加し、交流することのできる環境 ・ 保健・医療と福祉の施策が連携したきめ細かな対応 ○障がい者支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者の自立支援の意識を醸成するための取り組み、企業の理解と協力 ・ 障がい福祉サービスが身近に安心して利用できる体制 <p>【快適な生活を育むまち】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○快適な生活基盤の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全性が高く、快適に通行できる道路及び歩道の整備と管理

橿原市都市計画マスタープラン(平成21年3月)	
将来像・理念	<p>【都市づくりの目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良県の中核的な拠点都市の一翼を担う都市づくり ・ 歴史文化と自然を活かした交流と魅力あふれる都市づくり ・ 市民が安全に安心して暮らすことのできる人にやさしい都市づくり <p>【都市づくりの基本姿勢】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民と行政が手を携えて進める、きめ細かく、効率的な都市づくり
歩行者空間等に関する記述	<p>【道路・交通体系】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 誰もがどこへでも移動できる交通体系の確立 ・ 誰もが快適にまちに出て活発な都市活動ができる生活交通の利便性の向上 ・ まちを歩きたくなる道路空間の形成 ・ 各鉄道駅周辺において交通広場の整備、機能充実や周辺道路の整備、バリアフリー化等 ・ 民間と公共の連携による駐車場・駐輪場の整備・検討 <p>【歩行者ネットワーク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行者空間の整備 ・ 歴史・自然環境にふれあう歩行者ネットワークの整備 <p>【安全・安心のまちづくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉、医療サービスと連携した利用しやすい交通基盤の整備 ・ まちなかのユニバーサルデザイン化の推進・促進

橿原市地域福祉推進計画(平成16年)	
将来像・理念	<p>【基本理念】みんなでつくる 健やかで安心して心豊かに暮らせるまち</p> <p>【基本目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人権の尊重 ・ 共に生きるまちづくり ・ すべての住民の自立と参加から住民自治の形成へ ・ 男女共同参画社会の実現 ・ 歴史に学ぶ新しい福祉文化の創造

橿原市障害者福祉基本計画(平成 19 年)

将来像・ 理念	<p>【計画の基本理念】 障がいのある人もない人も だれもが いきいきと共に暮らせる 住みよいまち、かしはら</p> <p>【基本目標】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 障がいのある人の人権尊重と市民の相互理解の浸透・ 役割といきがいを持って参加・活動できる地域社会づくり・ 主体的な選択・決定に向けた支援体制づくり・ 安心して快適に暮らせる生活環境づくり <p>【重点課題】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 地域での交流・仲間づくりのできる身近な場づくり・ 障がいの違いにかかわらず気軽に利用できる相談拠点の設置・ 自立した生活を支援するサービス提供・ 在宅生活を支援する体制の充実
------------	--

橿原市景観形成ガイドライン(平成 14 年)

将来像・ 理念	<p>【基本テーマ】長い歴史を現代に受け継ぐ風景づくり</p> <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 歴史都市としての個性ある景観形成を進める・ 都市の顔としての景観を形成する・ 自然・田園の風景を保全形成する・ 身近な生活環境の景観を保全形成する・ 景観づくりに関する市民意識の向上を図る・ 総合的なまちづくりとしての景観形成の推進を図る
------------	--

奈良県住みよい福祉のまちづくり条例(平成7年3月公布)

将来像・ 理念	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 住みよい福祉のまちづくりについて、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、障がい者、高齢者等をはじめとするすべての県民にとって安全で快適な生活環境の整備を推進して、県民の増進に資することを目的としています。 <p>【基本理念】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 住みよい福祉のまちづくりは、すべての人々が個人として尊重され、等しく社会に参加できることを基本として、障がい者、高齢者等の行動を制約する障壁が取り除かれ、すべての人々が自らの意志で自由に行動し、安全で快適に生活できる地域社会の実現を目指して行います。
------------	--

2)上位・関連計画の整理

<p>将来像 ・理念</p>	<p>【市全体の方針】 人、歴史、自然、交流、拠点都市などがキーワードになっている。 ・人とともに、歴史とともに、やさしく強いまち かしはら（総合計画） ・歴史・文化と人がつくる交流都市（総合計画） ・本県の中核的な拠点都市の一翼を担う都市づくり（都市計画マスタープラン） ・歴史文化と自然を活かした交流と魅力あふれる都市づくり（都市計画マスタープラン）</p> <p>【福祉等に係る方針】 すべての人の住みよさ、心の豊かさなどがキーワードになっている。 ・みんなでつくる 健やかで安心して心豊かに暮らせるまち（地域福祉推進計画） ・障がいのある人もない人も だれもが いきいきと共に暮らせる 住みよいまち、かしはら（障害者福祉基本計画、障害者福祉計画）</p>
<p>地区の 位置づ け等</p>	<p>【近鉄大和八木駅周辺】 ・広域交通の結節点である近鉄大和八木駅及び橿原神宮前駅周辺は、公共交通の拠点として位置付けられている。（総合計画、都市計画マスタープラン） ・近鉄大和八木駅周辺、八木西口駅周辺等は、市の中心、中南和の玄関口等として、商業業務・サービス機能等を担う地区に位置付けられている。（総合計画、都市計画マスタープラン、みち再生事業計画、都市再生整備計画）</p> <p>【今井町周辺等】 ・今井町周辺等は、歴史・文化の拠点として、景観の維持、学習、交流の場等の機能を担う地区に位置付けられている。（総合計画、都市計画マスタープラン、景観形成ガイドライン、都市再生整備計画）</p> <p>【市役所周辺等】 ・市役所からかしはら万葉ホール等の地区は、公共施設が立地する拠点として位置付けられている。（都市計画マスタープラン）</p>
<p>歩行者 空間等 に関する記述</p>	<p>【歩行者空間】 ・駅から主要な公共公益施設等への安全で安心な歩行者ネットワークの形成 ・未整備都市計画道路の整備による歩道環境の充実、駅周辺等のバリアフリー化 ・駅、歴史文化資源間などを結ぶ歩行者ネットワークの確保（古墳・史跡・歴史的町並みを体系的に連絡する歩道、サイクリング道路等の整備） ・わかりやすい案内板やサインの設置による市民及び来訪者の歩行・回遊環境の整備</p> <p>【公共交通網】 ・各鉄道駅周辺における交通広場の整備、周辺道路の整備、バリアフリー化 ・近鉄大和八木駅における公共交通ターミナルとしての改善要請（エレベータの設置等によるバリアフリー化） ・利用者のニーズに対応したコミュニティバス改善、低床バスの導入</p> <p>【駐車場・駐輪場】 ・（近鉄大和八木駅周辺）民間と公共の連携による駐車場・駐輪場の整備 ・（主要な史跡、町並みの周辺）駐車場・駐輪場の整備検討 ・駐車場需要の高い地区における駐車場案内システムの導入検討</p> <p>【建築物】 ・不特定かつ多数の人が利用する一定の建築物（公共施設・民間施設）に対するバリアフリー化の推進</p> <p>【公園等】 ・園路の勾配の改善等公園環境のバリアフリー化の推進</p> <p>【その他】 ・公共施設や民間集客施設、鉄道駅等におけるサインの基準、バリアフリー基準の見直しの検討、ユニバーサルデザイン化の推進 など</p>

橿原市内のまちづくりの考え方では、駅周辺や市役所周辺を、“拠点”として位置付けています。また、近鉄大和八木駅及び橿原神宮前駅周辺は“広域交通結節点”と位置付けられています。



- 広域交通結節点** 近鉄大和八木駅及び橿原神宮前駅周辺地区は、公共交通利用の拠点として、全ての人が利用しやすい交通結節機能の強化及びバリアフリー化を図ります。
- 広域・商業業務拠点** 近鉄大和八木駅、八木西口駅及び畝傍駅を一体とした地区（中心核）と橿原神宮前駅周辺地区（サブ核）は、高次の商業・業務や各種サービス機能を担う拠点として、基盤整備と連動した土地の高度利用を推進し、既存の商業・サービス機能の再編・活性化と、賑わいと交流あふれる広域拠点づくりを図ります。
- 都市シビック拠点** 市役所周辺からかしはら万葉ホールにかけての行政・医療・文化等の公共公益施設が集積する地域や畝傍御陵前駅周辺の公共公益施設が集積する地域は、中心核や今井町との一体的な利用に留意した、魅力ある歩行者回遊空間の形成を図ります。

図 将来都市構造図（都市計画マスタープラン）

5. 移動等円滑化の基本的な方針

1) 基本理念

上位・関連計画

【市全体の方針】

キーワード：

人、歴史、自然、交流、拠点都市
など

【福祉等に係る方針】

キーワード：

すべての人の住みよさ、
心の豊かさ
など

【歩行環境等に関する方針】

- ・ 駅から主要な公共施設、歴史文化資源間等の歩行者ネットワークの形成
- ・ 歩道環境の充実、駅周辺等のバリアフリー化
- ・ 各鉄道駅周辺における交通広場の整備、周辺道路の整備、バリアフリー化
- ・ 不特定かつ多数の人が利用する一定の建築物（公共施設・民間施設）に対するバリアフリー化の推進
- ・ コミュニティバス改善、低床バスの導入等公共交通サービスの充実
- ・ 民間と公共の連携による駐車場・駐輪場の整備
- ・ ユニバーサルデザイン化の推進
など

【協議会での意見】

- ・ 檀原らしさの創出
- ・ 檀原を印象づける
- ・ 安全・安心なまち
- ・ 特色ある景観づくり
など

【市の概況】

- ・ 人口減少社会の到来
- ・ 少子・高齢化の進行
- ・ 障がい者の増加と障がい者が暮らしやすい環境づくりの必要性
など

【当事者ニーズ等】

- ・ よく利用する施設
- ・ よく通る道
- ・ バリアフリー上問題と考えられる箇所
など

基本理念

住む人も 訪れる人も だれもが活動しやすい
歴史あふれるまち 人にやさしいまち かしはら

檀原市に住む人がいつまでも住みたくなる、住み続けられるような、すべての人が安心して、安全・円滑に移動し活動できる環境づくりをめざします。

また、複数の鉄道網の結節点を有する檀原市において、貴重で豊富な歴史資源の魅力を、居住者だけでなく、全国ひいては海外の方も享受できるような、訪れやすく人にやさしいまちづくりをめざします。

基本方針

- ①ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくり
- ②バリアのない環境づくり
- ③連携・協働による環境づくり
- ④まちの活性化に資する環境づくり

2)基本方針

①ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくり

年齢、性別、国籍、障がいの有無等に関わらず、あらゆる人々が利用しやすい生活環境等をデザインするという「ユニバーサルデザイン」の考え方に基づき、誰もが活動しやすい環境づくりを推進します。「あらゆる人のため」のものを初めからデザインすることは、現実的には困難ですが、可能な限りその考え方を実現するため、「様々な人の参画を得て意見交換をしながら」、「粘り強く継続的に」、「広くその必要性への理解を得ながら」その取り組みを推進していきます。

②バリアのない環境づくり

バリア（障壁）には段差などの「物理的」なものだけでなく、「社会的」、「心理的」なバリア、「情報面」でのバリアなど、さまざまな種類があります。

このため、施設の整備によって物理的なバリアを排除するだけでなく、社会的・心理的、情報面のバリアについても排除できるよう、市民・事業者・行政者等が連携しながら、バリアのない環境づくりに向けた取り組みを推進していきます。

③連携・協働による環境づくり

真に利用しやすい環境づくりに向けて、計画策定段階から市民の皆さんの意見を取り入れながら、その取り組みを推進していきます。また、こころのバリアフリーの推進に向けて、広報・啓発活動を経ながら、市民・事業者・行政等の意識の醸成をめざします。

さらに、実効性のあるバリアフリー化の推進のため、国・県・市及び関係事業者の役割を明確にし、連携・調整を図りながらバリアフリー事業の早期実現を目指します。

④まちの活性化に資する環境づくり

検討にあたっては、「重点整備地区」を定め、緊急性、課題の大きいところから、重点的・優先的に一体的な移動等円滑化を推進します。

それぞれの重点整備地区においては、培われてきた歴史や文化、景観などの地域資源などを活かした檀原らしい計画、来訪者に檀原を印象づける整備を推進し、単なる移動環境の円滑化に留まらず、まちの活性化につながるような取り組みを推進します。

3)重点整備地区の選定

(1)鉄道駅及び周辺施設分布の状況(再掲)

橿原市内の鉄道駅及び周辺施設の分布状況は以下の通りとなっています。

表 鉄道駅及び周辺施設の分布状況

西日本旅客鉄道株式会社

駅名	路線バス 発車台数	乗降客数 (人/日)	駅の構造	段差の解消		トイレ設備	半径500m圏の主要な施設
				改札外	改札内		
畝傍駅	—	862	地上改札 地上ホーム (無人駅)	段差有り (10cm以上)	階段のみ	車いす等無 (男女共用)	市役所、今井町、奈良県立 医大、奈良県立医大病院、 平成記念病院、平尾病院、 橿原郵便局
香久山駅	—	372	地上改札 地上ホーム (無人駅)	高低差なし	階段のみ	車いす等無 (男女共用)	コーナン
金橋駅	—	660	橋上(盛土)改札 橋上(盛土)ホーム (無人駅)	階段のみ	高低差なし	車いす等無 (男女共用)	イオンモール

近畿日本鉄道株式会社

駅名	路線バス 発車台数	乗降客数 (人/日)	駅の構造	段差の解消		トイレ設備	半径500m圏の主要施設
				改札外	改札内		
真菅駅	—	5,092	地下改札 地上ホーム	階段のみ	ホームー地上 (外)スロープ インターフォン対応	車いす オストメイト 乳児用ベッド	曾我川緑地体育館
近鉄大和八木駅 (八木西口駅 を含む)	平日:178台 休日:165台	37,646	橿原線 地上改札 地上ホーム (跨線橋有)	スロープ有	エレベーター 有(11人乗)	車いす	市役所、橿原文化会館、近 鉄百貨店、今井町、平尾病 院、橿原郵便局
近鉄八木西口駅 (大和八木駅 を含む)			大阪線 地上改札 橋上ホーム		階段・エスカ レーターのみ		
耳成駅	—	4,374	地下改札 地上ホーム	階段のみ	ホームー地上 (外)スロープ インターフォン対応	車いす 乳児用ベッド	
新ノ口駅	—	4,578	地下改札 地上ホーム	改札内外共有 型エレベーター 有(11人乗)	改札内外共有 型エレベーター 有(11人乗)	車いす オストメイト 乳児用ベッド	MOVIX橿原、運転免許セ ンター
畝傍御陵前駅	—	3,762	地下改札 地上ホーム	エレベーター 有(11人乗)	エレベーター 有(11人乗)	車いす	県社会福祉センター、市保 険福祉センター、県市町村 会館、橿原神宮、橿原公 苑、県考古学研博物館
坊城駅	—	3,556	地下改札 地上ホーム	階段のみ	ホームー地上 (外)スロープ インターフォン対応	車いす	
橿原神宮西口	—	2,048	地下改札 地上ホーム	改札内外共有 型エレベーター 有(11人乗)	改札内外共有 型エレベーター 有(11人乗)	車いす	橿原神宮
橿原神宮前駅	平日:233台 休日:211台	22,528	橿原線 地上改札 地上ホーム	高低差なし	スロープ有	車いす オストメイト (簡易便房有)	商工会議所、橿原神宮、橿 原公苑、橿原ロイヤルホテ ル
			南大阪線 地下改札 地上改札 地上ホーム	エレベーター 有(11人乗)	エレベーター 有(11人乗)		
岡寺駅	平日:48台 休日:42台	2,238	地下改札 地上ホーム	地下ー地上 スロープ	ホームー地上 (外)スロープ インターフォン対応	車いす等無	

※ は、乗降客が5,000人/年以上の駅(平成19年度版 橿原市統計書より)

※ は、バリアフリー上の課題を有する主要な設備

※ は、主要な施設の立地が多い

(2)市内の各地区の位置づけ(再掲)

橿原市内のまちづくりの考え方では、駅周辺や市役所周辺を、“拠点”として位置付けています。また、近鉄大和八木駅及び橿原神宮前駅周辺は“広域交通結節点”と位置付けられています。



- | | |
|-----------|--|
| 広域交通結節点 | 近鉄大和八木駅及び橿原神宮前駅周辺地区は、公共交通利用の拠点として、全ての人が利用しやすい交通結節機能の強化及びバリアフリー化を図ります。 |
| 広域・商業業務拠点 | 近鉄大和八木駅、八木西口駅及び畝傍駅を一体とした地区(中心核)と橿原神宮前駅周辺地区(サブ核)は、高次の商業・業務や各種サービス機能を担う拠点として、基盤整備と連動した土地の高度利用を推進し、既存の商業・サービス機能の再編・活性化と、賑わいと交流あふれる広域拠点づくりを図ります。 |
| 都市シビック拠点 | 市役所周辺からかしはら万葉ホールにかけての行政・医療・文化等の公共公益施設が集積する地域や畝傍御陵前駅周辺の公共公益施設が集積する地域は、中心核や今井町との一体的な利用に留意した、魅力ある歩行者回遊空間の形成を図ります。 |

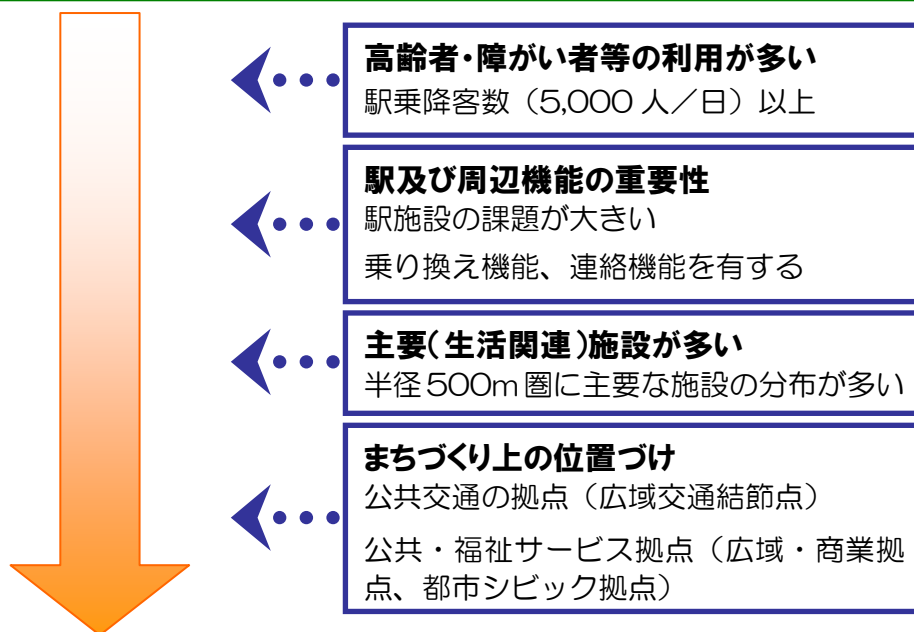
図 将来都市構造図(都市計画マスタープラン)

(3)重点整備地区候補地区及び重点整備地区の選定

下図の考え方から、重点的・優先的に整備を行う地区（重点整備地区候補）として、3地区があげられます。また、最も重要度・優先度の高い地区（重点整備地区）として、「近鉄大和八木駅・八木西口駅・JR 畷傍駅周辺地区」を選定します。

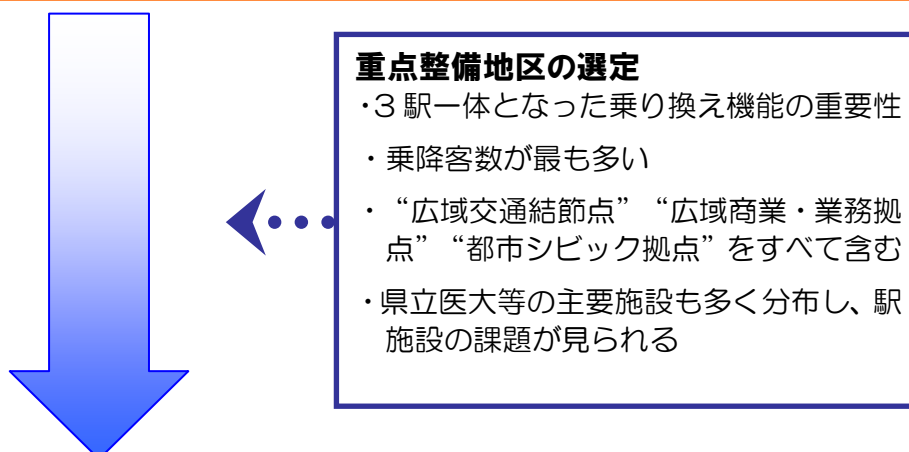
重点整備地区の選定の考え方

高齢者・障がい者等が円滑に移動するため、重点的・優先的に整備を行う地区



重点整備地区の候補地区

- ①近鉄大和八木駅周辺地区（近鉄大和八木駅・八木西口駅・JR 畷傍駅）
- ②近鉄橿原神宮前駅周辺地区
- ③近鉄畷傍御陵前駅周辺地区



重点整備地区：最も重要度・優先度の高い地区

近鉄大和八木駅・八木西口駅・JR 畷傍駅周辺地区

6. 重点整備地区の基本方針

1) 重点整備地区の将来像

地区の特徴

- ・近鉄大和八木駅は、近鉄大阪線と近鉄橿原線の結節駅となっています。
- ・近鉄大和八木駅、八木西口駅、JR畝傍駅は、駅間の距離が概ね500mとなっており、相互に乗り換えが可能な距離にあります。
- ・県立医大、市役所、文化会館、病院、百貨店など、不特定多数の方々が訪れる施設が多く分布しています。
- ・県立医大、かしはら万葉ホール等は鉄道駅から遠い立地となっています。

上位・関連計画における位置づけ

- ・広域交通の結節点である近鉄大和八木駅周辺は、公共交通の拠点として位置付けられています。
- ・近鉄大和八木駅周辺、八木西口駅周辺等は、市の中心、中南和の玄関口等として、商業業務・サービス機能等を担う地区に位置付けられています。
- ・今井町周辺等は、歴史・文化の拠点として、景観の維持、学習、交流の場等の機能を担う地区に位置付けられています。
- ・市役所からかしはら万葉ホール等の地区は、公共施設が立地する拠点として位置付けられています。



地区の将来像

中南和の玄関口として、文化・歴史を活かした 人にやさしく、都心機能を発揮できる地区

奈良県下の重要な結節駅である近鉄大和八木駅が位置し、市役所や百貨店、県立医大等の施設、今井町・八木町等の文化・歴史資源を有する本地区では、市の中心部としての都心機能を担い、市内外の人が訪れる中南和の玄関口としての機能を担うことができるよう、人にやさしいまちづくりを進めます。

地区の基本方針

- ① 快適な移動空間の確保
- ② 3駅の一体性の強化
- ③ 移動手段の選択性の確保
- ④ まちの顔づくり・景観づくり

2)重点整備地区の基本方針

①快適な移動空間の確保

ユニバーサルデザインの考え方のもと、ここで生活する方々に加え、観光客等不特定多数の方々が、安全に安心して移動できるよう、主要施設や歴史資源等の間の円滑化された移動空間の確保を目指します。

移動経路の確保にあたっては、歩道における十分な幅員の確保等の通行上の課題の改善と併せて、移動円滑化された経路の連続性、ネットワークの確保に努めます。

②3駅の一体性の強化

本地区においては、近鉄大和八木駅、近鉄八木西口駅、JR 畝傍駅が近接し、相互に乗り換えが可能な距離にあるため、駅間の移動の円滑性を確保することを目指します。

また、地区の面的・一体的な整備を目指す中で、駅の移動の円滑化についても重視し、3駅のバリアフリーの強化に努めます。

③移動手段の選択性の確保

高架道路等の物理的な縦断勾配の道路を有する本地区においては、徒歩だけでなくバス等の公共交通手段を用いた移動手段の確保が必要になります。また、自転車は地区を周遊する観光客にとっても重要な移動手段です。

上位計画で「都市シビック拠点」として位置づけられている県立医大やかしはら万葉ホールは利用者が多い反面、鉄道駅から遠く、歩行による移動は困難で、バスに頼らざるを得ない状況です。

こうしたことから、これら移動手段の利便性の向上を図る中で、状況に応じて様々な移動手段を利用できるような選択性の確保に努めます。

④中南和の顔づくり・景観づくり

市役所等の主要公共施設を有し、今井町・八木町の文化・歴史資源を訪れる方が利用する本地区においては、中南和の玄関・顔としての機能が求められます。

このため、単に人が通行するための機能の確保に留まらず、まちの雰囲気醸し出す景観づくり、案内・サインの充実等にも配慮した取り組みを進めます。

3)整備の目標

基本構想の整備目標を検討するにあたって、国の移動等円滑化基本方針に掲げられている2010年までとするのは、事業の実現性を考慮した場合困難であると考え、重点整備地区の望ましい将来像の実現に向けた姿を整備方針で定めた上で、緊急性を要する場合などを考慮し、以下の考え方に沿って、短期（5年）、中期（10年）、長期（10年以上）に目標を分け、実施すべき事業を設定します。

短期（5年）	緊急性を要するなど [*] 経過措置を用いても整備を実施
中期（10年）	可能な限りバリアフリー基準に沿った整備を実施
長期（10年以上）	現段階で整備時期は明示できないが、実現に向けて検討を継続

^{*}経過措置：歩道のバリアフリー化にあたっては、堅固な建物などにより有効幅員2m以上の歩道の確保が困難な場合など、やむを得ない場合は、有効幅員1.5mや歩車共存道路とすることを可能とした措置

7. 重点整備地区の範囲の設定

1) 重点整備地区の考え方

(1) 重点整備地区

○生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われている地区

原則として、生活関連施設のうち、特定旅客施設又は特別特定建築物（官公庁施設、福祉施設等）に該当するものが概ね3以上あること。4km²以内。

○生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区

○バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

○境界の設定等

町界・字界、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって明確に表示して定める。
重点整備地区の区域が市町村を越える場合には、隣接市町村との共同により基本構想を作成する必要がある。

(2) 生活関連施設・生活関連経路

【生活関連施設】

相当数の高齢者、障がい者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設など多様な施設を位置づけることができます。

なお、必ずしも特定事業を位置づける必要はありません。

【生活関連経路】

生活関連施設相互の経路であり、生活関連施設へのアクセス動線や地区の回遊性などに配慮する必要があります。

生活関連経路は、旅客施設からの動線だけでなく、旅客施設以外の生活関連施設相互の連絡動線をネットワークして確保することが望まれます。

2) 重点整備地区の境界

重点整備地区は、旅客施設からの徒歩圏といった視点を考慮しつつ、次に整理する生活関連施設を含む範囲で、道路、河川、鉄道等の施設等によって明確に境界を定めました。

なお、観光資源である「今井町重要伝統的建造物群保存地区」やクロスロード（横大路、下ツ道）については、まちづくり・観光振興の観点から、主要駅（特定旅客施設等）等から移動等の円滑化を図る必要のある地区として位置づけ、重点整備地区の範囲に含めました。

3)重点整備地区の範囲

重点整備地区の範囲を以下の視点を考慮した上で設定します。

- 高齢者・障がい者等が利用する生活関連施設を網羅する
- 旅客施設からの徒歩圏（駅からの距離が概ね500~1,000m程度）

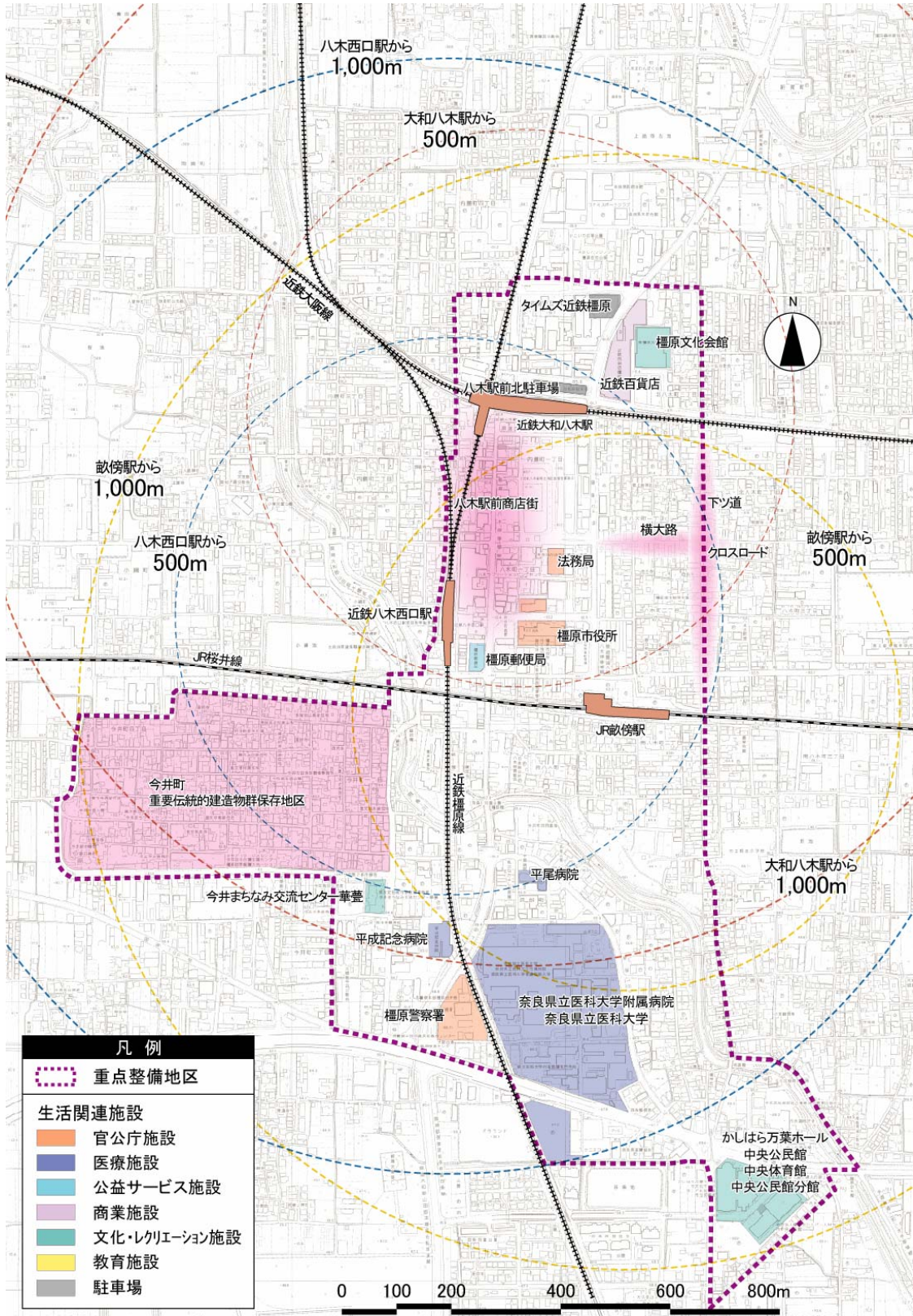


図 重点整備地区の範囲

8. 生活関連施設・生活関連経路の設定

1)生活関連施設の設定

生活関連施設は、重点整備地区の徒歩圏に立地し、本協議会やヒアリング調査、アンケート結果（昨年度奈良県で実施）等の意見を踏まえ、「多数の人が訪れる」又は「高齢者・障がい者等がよく利用する」と考えられる施設としました。

表 生活関連施設

区分	施設名	備考(摘要等)
旅客施設	近鉄大和八木駅	・1日の平均乗降客数が5,000人/日以上 ・周辺に主要施設が多く立地
	近鉄八木西口駅	
	JR畷傍駅	・上記施設とともに重要な施設
官公庁施設	橿原市役所	・市民にとって重要な施設 ・高齢者や障がいのある方などが多く利用
	橿原警察署	
	法務局（奈良地方法務局橿原出張所）	
文化・レクリエーション施設	橿原文化会館	
	かしはら万葉ホール 市立中央体育館・中央 公民館 中央公民館分館	
	今井町まちなみ交流 センター華薨	
	公益サービス施設	
医療・福祉施設	橿原郵便局	
	奈良県立医科大学附 属病院	
	平成記念病院 平尾病院	
商業施設	近鉄百貨店	・地域内外問わず多くの方が利用する施設 ・高齢者や障がいのある方などが多く利用
	八木駅前商店街	
駐車場	タイムズ近鉄橿原	・主に地区外から来られた方々が、本施設 を起点に周辺の主要施設を利用
	八木駅前北駐車場	

※ 生活関連施設ではありませんが、「今井町重要伝統的建造物群保存地区」やクロスロード（横大路、下ツ道）は生活関連施設に準じる地区として位置づけます。

2)生活関連経路の設定

生活関連経路は、ヒアリング調査やアンケート調査等による利用実態を参考に、生活関連施設を結ぶ経路を生活関連経路として位置づけ、重点的・優先的に移動円滑化基準に沿ったバリアフリー化を目指す経路です。

生活関連経路は、事業の実施可否や、現状の経路が移動等円滑化基準に適合しているか否か（既に移動円滑化されているなど）によって位置づけの可否を判断せず、生活関連施設との一体的な移動等の円滑化を図る観点から必要と考えられる場合は位置づけるものとします。

なお、「今井町重要伝統的建造物群保存地区」の道路については、特に経路は定めませんが、地区内の周遊性や歩行者の安全性に配慮した整備を推進するものとします。

表 生活関連経路

管理者 (事業者)	路線名称	区間	整理番号
国	国道 24 号	新賀町南交差点～近鉄大和八木駅北広場交差点	国-1
		近鉄大和八木駅北広場交差点～市役所東交差点	国-2
		市役所東交差点～郵便局前交差点	国-3
		郵便局前交差点～兵部町交差点	国-4
		兵部町交差点～四条町西交差点	国-5
県	国道 165 号	J R 畝傍駅東側交差点～郵便局前交差点	国-6
	国道 169 号	兵部町交差点～小房バス停	国-7
	県道大和八木停車場線	近鉄大和八木駅～八木町一丁目交差点	県-1
		八木町一丁目交差点～市役所西交差点	県-2
	県道豊浦・大和八木停車場線	市役所東交差点～J R 畝傍駅前交差点	県-3
県道大和八木停車場線	近鉄大和八木駅～近鉄大和八木駅南駅前広場	県-4	
市	市道内膳町 1 号線	市道内膳町 2 号線より北側東西道路（近鉄大和八木駅北側駅前広場～国道 24 号との交差点部）	市-1
	市道内膳町 2 号線	近鉄大和八木駅北広場交差点～近鉄大和八木駅北側駅前広場	市-2
	市道北八木町 2 号線	檀原文化会館前	市-3
	市道北八木町 12 号線	近鉄大和八木駅北側駅前広場～檀原文化会館東側交差点	市-4
	市道新賀町・八木町線	檀原文化会館東側交差点～国道 165 号	市-5
	市道八木駅前通り線	近鉄大和八木駅南側駅前広場	市-6
	市道八木町・内膳町 1 号線	柳町交差点～八木町一丁目交差点	市-7
		八木町一丁目交差点～近鉄踏切東側	
	市道上品寺町八木町線	（近鉄八木西口駅東側南北道路）	市-8
	市道八木町・出垣内町線	柳町交差点～新賀町・八木町線	市-9
	市道畝傍駅前通線	郵便局前交差点～新蘇武橋東詰め交差点	市-10
	市道八木町今井町線	新蘇武橋東詰め交差点～蘇武橋西詰め交差点	市-11
	市道四条町小綱町 2 号線	蘇武橋西詰め交差点～四条町西交差点	市-12
	市道兵部町 2 号線	（国道 24 号西側側道及び高架下）	市-13
		（国道 24 号東側側道）	
	市道兵部町 1 号線	（奈良県立医科大学病院北側東西道路）	市-14
	市道兵部町 2 号線	（平尾病院西側南北道路）	市-15
	市道今井町 10 号線	まちなみ交流センター華薔～今井児童公園	市-16
	市道八木町今井町線	新蘇武橋東詰め交差点～新蘇武橋西詰め交差点	市-17
	市道四条町・小綱町 2 号線	新蘇武橋西詰め交差点～蘇武橋西詰め交差点	市-18
	市道五井町・今井町線	市道四条町・小綱町 2 号線交差～今井児童公園	市-19
市道八木町・内膳町 3 号線	近鉄八木西口駅西側出口～新蘇武橋東詰め交差点	市-20	
市		（近鉄大和八木駅北広場交差点地下道）	他-1
		（近鉄大和八木駅南北通路：東側）	他-2
		（近鉄大和八木駅南北通路：西側）	他-3

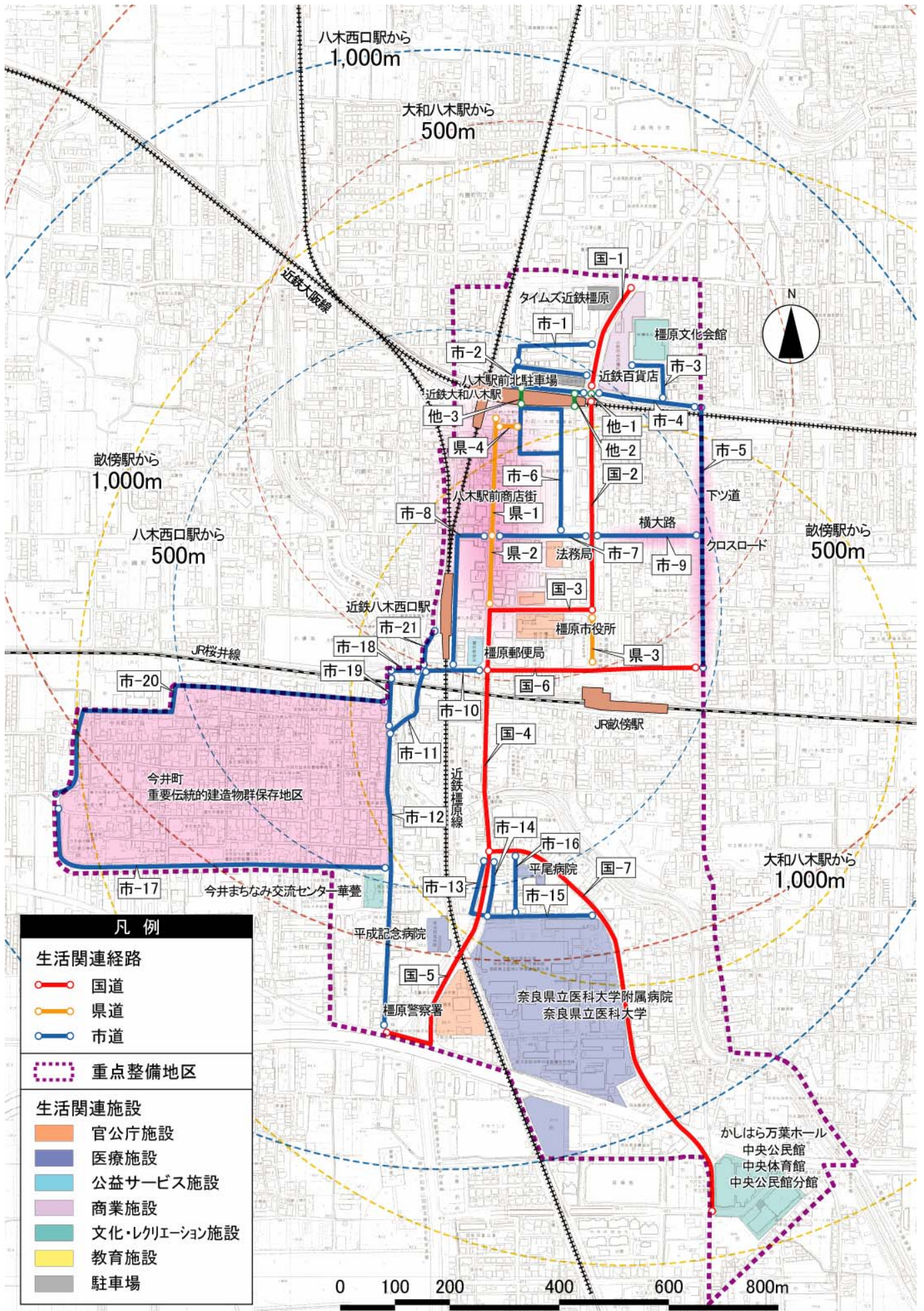


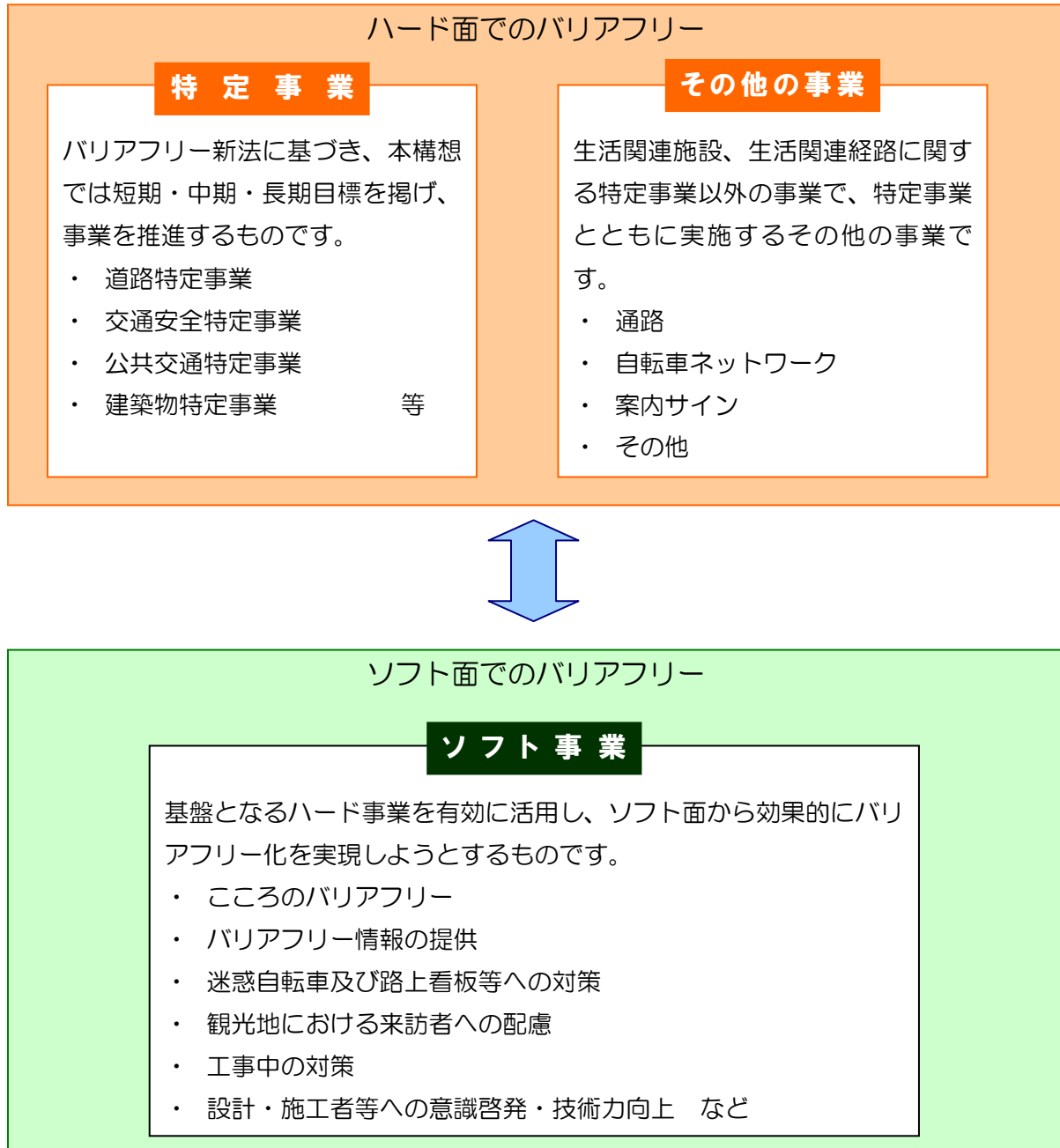
図 生活関連経路

9. 実施すべき特定事業等

1) 実施すべき特定事業等の概要

(1) 実施すべき特定事業等の概要

本地区の重点整備地区における実施すべき特定事業等を、以下のように類別します。



(2) 特定事業とは

特定事業とは、移動等円滑化基本構想策定時に、基本構想における生活関連施設、生活関連経路等のバリアフリー化を実現化するためのものです。

基本構想に特定事業を定めた場合、その特定事業を実施すべき者には、特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施の義務が課せられます。

「整備方針」では、重点整備地区の望ましい将来像の実現に向けた姿を示します。

整備方針にもとづき、今後の協議会の中で「実施すべき事業」を、短期・中期・長期的に分けて整理し、各事業者の取り組み内容を明確にします。

(3) 特定道路について

本重点整備地区では、既に「特定道路」として認定されている経路があります。これらは移動等円滑化基準に適合する必要があります。

表 特定経路

管理者 (事業者)	路線名称	区間	整理番号
国	国道 24 号	新賀町南交差点～近鉄大和八木駅北広場交差点	国-1
		近鉄大和八木駅北広場交差点～市役所東交差点	国-2
		市役所東交差点～郵便局前交差点	国-3
		郵便局前交差点～兵部町交差点	国-4
		兵部町交差点～四条町西交差点	国-5
県	県道大和八木停車場線	八木町一丁目交差点～市役所西交差点	県-2
市	市道八木駅前通り線	近鉄大和八木駅南側駅前広場	市-6
	市道八木町・内膳町1号線	柳町交差点～八木町一丁目交差点	市-7

【特定道路】

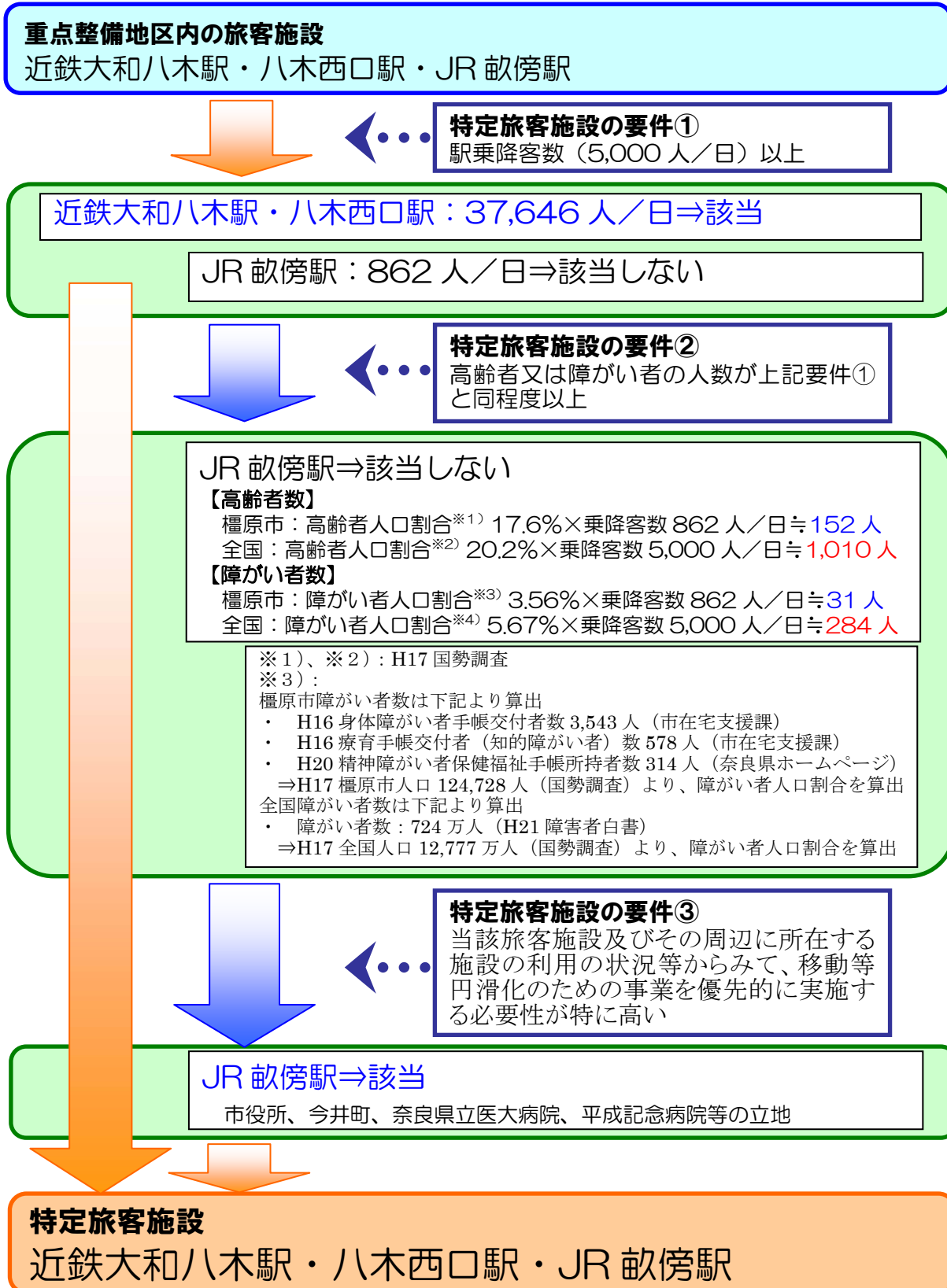
- 特定道路とは、「移動等円滑化が特に必要なものとして制令で定める道路法による道路」（法2条九）
- 国土交通大臣がその路線および区間を指定したもの。
- 道路管理者は、特定道路の新設又は改築を行う時は、当該特定道路を移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する主務省令で定める基準（道路移動等円滑化基準）に適合させなければならない。

【参考：道路移動等円滑化基準の項目】

歩道の設置及び有効幅員、舗装、勾配、歩道の高さ、車両乗り入れ部、視覚障害者誘導用ブロック、立体横断施設（エレベーター、エスカレーター、傾斜路、通路、階段）、便所、案内標識 など

(4) 特定旅客施設の設定について

重点整備地区内の主要な旅客施設については、特定旅客施設として設定し、公共交通特定事業を策定していきます。



※ 特定旅客施設の要件は、バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）施行令第一条による

2)実施すべき特定事業等

(1)公共交通特定事業等

【整備方針】

公共交通特定事業では、旅客施設（鉄道駅）におけるバリアフリー設備（エレベーターなど）の整備、これに伴う旅客施設の構造の変更、車両（軌道車両、乗合バス）のバリアフリー化（低床化など）等についての整備方針を定めます。

- ・「公共交通移動等円滑化基準」に基づき、駅構内の主要施設（改札口、ホームなど）間の移動経路について、エレベーターの設置等利用者が安全で円滑に移動できるためのバリアフリー施設整備を実施します。
- ・駅構内の施設（トイレの多機能化など）を利用しやすく改良していきます。
- ・ノンステップバスなどバリアフリー対応車両の導入を継続して進めます。
- ・バス停の構造や行き先案内・時刻表について、できるだけ使いやすく、わかりやすいものに改良していきます。
- ・利用者の移動等円滑化や快適に利用いただくための人的対応（接遇、筆談ボードの常備等）について、充実を図ります。

【実施すべき事業】

■鉄道駅						
対象	事業者	整備項目 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)	スケジュール			
			短期 5年	中期 10年	長期 10年以上	
近鉄 大和八木駅	近畿日本 鉄道(株)	通路・垂 直移動 設備	●昇降設備（エレベーター）の設置（大阪線）	○		
			○下り・車いす対応エスカレーターの設置		※1	
			●階段手摺りの二段化	○		
			●改札付近から駅前広場の段差解消	○		
			○駅員呼び出しボタン位置の見直し	○		
			○階段や段差の端部の色の明確化の検討			○ ※2
		案内施 設	●点字表示等の充実（料金表、案内表示等）	○		
			●誘導チャイムの設置	○		
			○トイレ、エレベーター等各種施設へのわかりやすい案内・誘導施設（点字、文字の拡大、ひらがな表示、目線への掲示など）の検討			○ ※2
			○音声案内・電光表示案内の充実の検討			○ ※2

■鉄道駅						
対象	事業者	整備項目 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)	スケジュール			
			短期 5年	中期 10年	長期 10年以上	
		プラットホーム	●視覚障害者誘導用ブロックの内方線の設置	○		
			○視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良（JIS 規準に統一、エスカレーター誘導）			○※2
			○車いす乗車位置の表示（車いす、視覚障がい者）		※3	
			○ホームと電車の隙間・段差の解消		※3	
			○ホームの勾配の改良（橿原線/橿原神宮前方面、大阪線/エスカレーター上部）		※3	
			○ホーム柵、ホームドア等の設置		※3	
		その他設備	●トイレの多機能化（オストメイト対応など）	○		
			○受付カウンター・券売機、乗越精算機の車いす対応の検討			○※2
			○改札幅の拡幅の検討			○※2
			○トイレ設備の配置・システムの統一化の検討			○※2
			○筆談対応の改善	○		
			○西口改札の新設		※4	
			○障がい者トイレの増設（橿原線）		※3	
		近鉄 八木西口駅	近畿日本 鉄道(株)	通路・垂直移動設備	●駅構外・ホーム間の段差解消	
●階段手摺りの改良（二段手摺り）						○※5
○階段や段差の端部の色の明確化の検討						○※2
○階段中央部への手摺りの設置					※3	
案内施設	●点字表示等の充実（料金表、案内表示等）					○※5
	●誘導チャイムの設置					○※5
	○トイレ等各種施設へのわかりやすい案内・誘導施設（点字、文字の拡大、ひらがな表示、目線への掲示など）の検討					○※2
	○音声案内・電光表示案内の充実の検討					○※2
プラットホーム	●視覚障害者誘導用ブロックの内方線の設置					○※5

■鉄道駅						
対象	事業者	整備項目 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)		スケジュール		
				短期 5年	中期 10年	長期 10年以上
			○視覚障害者誘導用ブロックの改良 (JIS 規準に統一)の検討			○ ※2
			○舗装の凹凸の改良の検討			○ ※2
			○乗車位置の表示(車いす、視覚障がい者)	※3		
			○ホームの勾配の改良	※3		
			○ホーム柵、ホームドア等の設置	※3		
		その他 設備	●トイレの多機能化(オストメイト対応など)	○		
			○受付カウンター・券売機等の車いす対応の検討			○ ※2
			○すべりやすい路面の改良(券売機前鉄板)の検討			○ ※2
			○待合い室ドアの改良の検討			○ ※2
			○照明の明るさの確保(地下・階段)の検討			○ ※2
			○トイレの設置(榎原神宮前方面)	※3		

- ※1 段差解消としてはエレベーター設置で対応。
- ※2 技術的には可能だが、整備には長期検討が必要。
- ※3 現状の車両編成、線路の線形、駅の構造等他事業に要する費用等により、対応は困難。
- ※4 乗降人員が減少している状況で、利便性向上のための設備投資および維持運営は困難。また整備を行うとしても駅の構造や位置、西口周辺のバリアフリー整備と一体となった整備等について長期検討が必要。
- ※5 事業実施については、国(1/3)、地方自治体(1/3)からの事業費補助が前提。

■鉄道駅							
対象	事業者	整備項目 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)			スケジュール		
					短期 5年	中期 10年	長期 10年以上
JR 畷傍駅	西日本旅客鉄道株式会社	通路・垂直移動設備	○昇降設備（エレベーター）の設置（跨線橋）	※			
			○改札内スロープ勾配の改良	※			
			○改札外スロープの拡幅	※			
		案内施設	●トイレ等各種施設へのわかりやすい案内・誘導施設の充実（点字、文字の拡大、ひらがな表示、目線への掲示など）			○	
			●点字表示等の充実（料金表）	○			
			○音声案内・電光表示案内の充実	※			
			○周辺案内施設の充実	○			
			○バリアフリー対応状況の案内（対応未対応情報、近隣駅の対応状況案内）	※			
			○非常時の連絡手段の確保	※			
		プラットホーム	●乗車位置の表示（車いす、視覚障がい者）			○	
			○ホームと電車の隙間・段差の解消	※			
			●視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良（JIS 規準に統一）			○	
			●視覚障害者誘導用ブロックの内方線の設置			○	
			○階段下への進入防止柵	※			
			○ホーム勾配の改良	※			
			○ホーム柵、ホームドア等の設置	※			
		その他設備	○券売機の車いす対応	※			
			○券売機の音声対応	※			
			○休憩施設の充実（改札内）	※			
			○多機能トイレの設置（オストメイト対応など）	※			

※ 市事業やまちづくりと一体になった検討を要する。

■バスターミナル、バス・タクシー交通、バス停等						
対象	事業者	整備項目 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)		スケジュール		
				短期 5年	中期 10年	長期 10年以上
バス停	バス事業者	バス停	○路線表示・料金表・時刻表の改良（文字の見やすさ改良、点字表示等）	※1		
			○屋根、ベンチの設置（国道24号、国道169号）	※2		
			○バスロケーションシステムの導入	※3		
バス車両	バス事業者	車両	○ノンステップバス運行情報の提供	※4		
			●ノンステップバスの導入	※5		
			●車内への電光表示板の設置	※6		
タクシー	タクシー事業者	車両	●福祉タクシーの導入	○		
			○乗務員への教育訓練の強化	○		
			○筆談メモ、ボードの常備	○		

- ※1 バス停における時刻表示については、他社に比べ、比較的大きな文字で表示しているものと認識をしており、これ以上の大きな文字での時刻表記は困難。また、運賃表については、バス車内で掲出しており、当該地域を運行する路線の多くが中長距離路線であることから、車内運賃表示器は40コマ表示とさせて頂いており、表示コマ数を減らして現状より大きな文字で表記することは困難。
- ※2 屋根、ベンチの設置について、ターミナル等主要な場所以外は、道路管理者が設置する努力を行うことになっているものと理解。特に、ベンチは、歩道幅を確保できないことから原則的に設置は困難。
- ※3 バスロケーションシステムの導入は、多くの初期投資、維持管理が必要であり、単独で導入することは困難。
- ※4 当該地域では、現在ノンステップバスが数台しか運行していないことから、整備点検等で当日運行できないケースもあるため、バス停の時刻表に、この時間には必ずノンステップバスが運行していると記載することは困難。事前に運行情報を運行営業所に電話確認して頂くことで対応。
- ※5 ノンステップバスについては、公的支援がない限り困難。
- ※6 車内への電光掲示板の設置は、今後、あらたに導入していく車両には順次、「次停留所名」を表示できる機器を設置。
- ※7 檀原市内のタクシー会社の中で専門の訪問介護事業を行っているのは近鉄タクシー、檀原タクシー、栄タクシー。

(2)道路特定事業等

【整備方針】

道路特定事業では、道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物（歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識など）の設置、バリアフリー化のために必要な道路構造の改良（歩道の拡幅、路面構造の改良など）等についての整備方針を定めます。

- ・道路特定事業の対象となる生活関連経路については、安全で快適な移動空間の確保を目指し、道路の移動等円滑化基準に準じたバリアフリー整備を実施します。
 - ▶有効幅員 2.0m 以上の歩道を確保します。ただし、緊急性等を考慮する場合は経過措置の採用を検討します。
 - ▶主な歩道には、視覚障害者誘導用ブロックの整備、改良を行います。
 - ▶舗装の凹凸をなくすよう、舗装の改良を行います。
 - ▶歩道と車道の段差や勾配の解消に努めます。
- ・道路の適切な維持管理などを行い、道路通行の安全性や円滑性を確保します。
- ・利便施設（照明施設など）を適宜設置します。
- ・看板や電柱など障害物の除去指導を行います。

【実施すべき事業：生活関連経路/特定道路】

対象	事業者	整備項目 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)	スケジュール			
			短期 5年	中期 10年	長期 10年以上	
国道 24 号	国	国-1	●有効幅員の確保（現状歩道有り）西側歩道		○	
			●視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良（マンホールでの途切れの解消、西側歩道部の設置など）		○	
			●舗装等の改良（路面の凹凸改良など）	○		
			●勾配のきつい箇所の改良（縦断・横断、交差点部）（特に、近鉄百貨店と近鉄産業信用組合の間部分）	○		
			●水平区間の確保（車乗り入れ部）		○	
			●転落防止柵位置の改良（近鉄百貨店と近鉄産業信用組合の間部分）	○		
		国-2	●歩道の設置・歩行空間の確保（交差点の一部で現状歩道無し）		○	
			●有効幅員の確保（現状歩道有り）		○	
			●視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良（連続的敷設など）		○	
			●舗装等の改良（路面の凹凸改良など）	○		
		国-3	●勾配のきつい箇所の改良（縦断・横断、波打ち歩道の解消、交差点部）	○		
			●有効幅員の確保（現状歩道有り）市役所前：（ベンチの整理、バス停改良による歩道の拡幅など）、交差点部のたまり場の確保など		○	

対象	事業者	整備項目 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)		スケジュール		
				短期 5年	中期 10年	長期 10年以上
			●視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良（連続的敷設など）		○	
			●舗装等の改良（路面の凹凸改良など）	○		
			●勾配のきつい箇所の改良（縦断・横断、波打ち歩道の解消、市役所北駐車場前等交差点部）	○		
			●水平区間の確保（車乗り入れ部）		○	
			○支障物件の移設・撤去・整理（バス停ベンチなど）	○		
			●グレーチングの改良（細目化）	○		
		国-4	●有効幅員の確保（現状歩道有り）飛鳥川以北	○		
			●有効幅員の確保（現状歩道有り）飛鳥川以南		○	
			●視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良（連続的敷設など）飛鳥川以北	○		
			●視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良（連続的敷設など）飛鳥川以南		○	
			●舗装等の改良（路面の凹凸改良など）	○		
			●勾配のきつい箇所の改良（縦断・横断、交差点部）飛鳥川以北	○		
			●勾配のきつい箇所の改良（縦断・横断、交差点部）飛鳥川以南		○	
			●水平区間の確保（車乗り入れ部）	○		
			○照明の増設	○		
		国-5	●有効幅員の確保（現状歩道有り）	○		
			●視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良（バス停部、沿道施設への車乗り入れに対する歩行者の警告、連続的敷設など）	○		
			●舗装等の改良（路面の凹凸改良など）	○		
			●勾配のきつい箇所の改良（縦断の基本勾配、交差点部、バス停から病院へ向かうスロープ部の水平区間確保）	○		
			●水平区間の確保（乗り入れ部）	○		
			●バス停部（乗降口付近）の勾配の改良	○		
			○支障物件の除去・指導（車止め、のぼり旗など）	○		

対象	事業者	整備項目		スケジュール		
		(●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)				
県道大和八木停車場線	県	県-2	●歩道の設置・歩行空間の確保（現状歩道無し：一部縁石による歩車区分あり）	○		
			●視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良（連続的敷設など）	○		
			●支障物件の移設・撤去・整理（看板、電柱、縁石など）	○		
			●グレーチングの改良（細目化）	○		
			●勾配のきつい箇所の改良（横断、縦断、交差点部）	○		
			●舗装等の改良（路面の凹凸改良など）	○		
			○駐車スペースの確保	別途駐車場を整備中		
市道八木駅通線	市	市-6	●急な横断勾配の解消【駅前広場】	○		
			●視覚障害者誘導用ブロックの改良（曲線部）【駅前広場】	○		
			●歩道と車道の段差の解消（車乗り入れ部、交差点部）【駅前広場】	○		
			○支障物件の撤去・整理（自転車、看板など）【駅前広場】	○		
			●舗装等の改良（路面の凹凸）	○		
			○屋根の連続設置（駅改札からバス乗り場まで）【駅前広場】		○	
			○照明の明るさの確保（特に通路）	○		
			○路上障害物（看板）の整理【駅前広場】	○		
			○放置自転車の撤去【駅前広場】	○		
市道八木町・内膳町1号線	市	市-7	整備済み			

【実施すべき事業:その他の生活関連経路】

対象	事業者	整備項目 (●: 特定事業、○: その他事業又はソフト事業)	スケジュール			
			短期 5年	中期 10年	長期 10年以上	
国道 165 号 ◇南側のみ 歩道整備	県	国-6	●歩道の設置・歩行空間の確保（現状歩道無し） ◇南側のみ歩道整備		○	
		●有効幅員の確保（現状歩道有り） ◇南側のみ歩道整備		○		
		●視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良（連続的敷設など）		○		
		●舗装等の改良（路面の凹凸改良など）		○		
		●水平区間の確保（車乗り入れ部）		○		
		●歩道と車道の段差の解消（交差点部）		○		
		●交差点部のたまりの確保（畝傍駅前、春日神社前）		○		
		○支障物件の移設・撤去・整理（電柱、植栽など）		○		
		●側溝蓋の設置 ○照明の増設（道路照明の場合）		○		
国道 169 号	県	国-7	●歩道の設置・歩行空間の確保（現状歩道無し（兵部町交差点、小房交差点付近））			○
		●有効幅員の確保（現状歩道有り）			○	
		●視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良（連続的敷設など）			○	
		●グレーチングの改良	○			
		●勾配のきつい箇所の改良（縦断・横断）			○	
		●歩道と車道の段差の解消（交差点部段差無し箇所の解消）	○			
		○支障物件の移設・撤去・整理（外灯、電柱、標識、植栽、車止めなど）			○	
		●舗装等の改良（路面の凹凸改良など）	○			
		●歩道橋の安全対策（歩道橋に頭をぶつけそうになる） ●側溝（水路）のフェンスの設置	○			
県道大和八木停車場線	県	県-1	●歩行空間の確保（歩車共存型）	○		
		●グレーチングの改良（細目化）	○			
		○支障物件の移設・撤去・整理（電柱、看板など）	○			
		●舗装等の改良（路面の凹凸改良など）	○			
		○駐車スペースの確保			別途駐車場を整備中	

対象	事業者	整備項目 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)		スケジュール		
				短期 5年	中期 10年	長期 10年以上
県道豊浦大 和八木停車 場線	県	県-3	●視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良 (連続的敷設など)		○	
			●舗装等の改良	○		
			●側溝蓋の改良(穴が大きい)	○		
			○支障物件の移設・撤去・整理(車止めの縁 石など)		○	
			●支障物件の移設・撤去・整理(ポール)	○		
			○照明の増設(道路照明の場合)	○		
県道大和八 木停車場線	県	県-4	●歩行空間の確保(歩車共存型)		○	
			●舗装等の改良(路面の凹凸改良など)	○		
			○支障物件の移設・撤去・整理(電柱など)	○		
市道内膳町 1号線	市	市-1	●歩車共存道路の整備		○	
			●視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良 (連続的敷設など)		○	
市道内膳町 2号線	市	市-2	●舗装等の改良(路面の凹凸改良など)	○		
			●有効幅員の確保(近鉄大和八木北口立体駐 車場北接歩道：現状歩道有り)			○
			●視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良 (配置の整理、連続的敷設、バス停の案内 など)	○		
			●勾配のきつい箇所の改良(縦断、横断、交 差点部、急な横断勾配の解消)	○		
			●歩道と車道(乗り入れ部)の段差の解消	○		
			●わかりやすい案内・誘導施設の充実(サイ ンの統一等)【駅前広場】		○	
			●グレーチングの改良【駅前広場】	○		
			●幅が広い側溝蓋の改良【駅前広場】	○		
			○支障物件の移設・撤去・整理(プランター、 照明柱など)【駅前広場】	○		
			●段差解消(タクシー乗り場)【駅前広場】	○		
			●障がい者停車スペースの設置【駅前広場】	○		
○放置自転車の撤去【駅前広場】	○					
○駐車禁止表示の明確化【駅前広場】	○					

対象	事業者	整備項目 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)		スケジュール		
				短期 5年	中期 10年	長期 10年以上
市道北八木町2号線	市	市-3	舗装等の改良（路面の凹凸改良など）	整備済		
			●障がい者駐車スペースの確保	○		
市道北八木町12号線	市	市-4	●舗装等の改良（路面の凹凸改良など）	○		
			●自転車走行空間の確保（歩行者と自転車の分離）		○	
			●勾配のきつい箇所（縦断、波打ち歩道の解消）	○		
			○支障物件の移設・撤去・整理（植栽が視覚障害者誘導用ブロックを阻害、電柱など）		○	
			○標識の改良（見えにくい）	○		
市道新賀町・八木町線	市	市-5	●歩行空間の確保（現状歩道無し、踏切以南）	路側帯等で対応		
			●すりつけ勾配の改良（踏切部）	○		
			●踏切部の凸凹の改良（目詰めの設置など）		○	
			●舗装等の改良（路面の凹凸改良など）	○		
			●側溝蓋の設置	○		
			○支障物件の移設・撤去・整理（電柱など）		○	
市道八木町・内膳町1号線 市道上品寺町八木町線	市	市-8	●歩行空間の確保（現状歩道無し）	路側帯等で対応		
			●視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良（連続的敷設など）	○		
			●案内サインの設置・充実（ホーム行きスロープの案内（駅構内の案内）、周辺施設案内）		○	
			●路面の凹凸（ブロック舗装）の改良【駅前道路】	○		
			●スロープ内突起物の解消【駅前道路】	○		
			●狭い間隔の車止めの拡幅【駅前道路】	○		
市道八木町・出垣内町線	市	市-9	●歩行空間の確保（現状歩道無し）	路側帯等で対応		
			●舗装等の改良（路面の凹凸改良など）	○		
			○支障物件の移設・撤去・整理（電柱など）		○	
			●側溝蓋の設置	○		
市道畝傍駅前通線	市	市-10	●歩道の設置・歩行空間の確保（現状歩道無し）（踏切以西）			○
			●歩道の設置・歩行空間の確保（現状歩道無し）（踏切）	○		
			○歩道の設置・歩行空間の確保（現状歩道無し）南側歩道	北側で対応		

対象	事業者	整備項目 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)		スケジュール		
				短期 5年	中期 10年	長期 10年以上
			●視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良 (連続的敷設など)	○		
			●舗装等の改良(路面の凹凸、線路横断時の 段差解消)	○		
			●勾配のきつい箇所の改良(縦断・横断、波 打ち歩道の解消)	○		
			●歩道と車道の段差の解消(交差点部)	○		
			●わかりやすい動線の明示(カラー舗装な ど)新蘇武橋交差点	○		
			●踏切部の凸凹の改良(目詰めの設置など)		○	
			●側溝蓋の設置	○		
			●グレーチングの改良(細目化)	○		
			○支障物件の移設・撤去・整理(電柱など)		○	
市道八木町 今井町線	市	市-11	●歩道の設置・歩行空間の確保(現状歩道無 し)	○		
			●視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良 (連続的敷設など)	○		
			●勾配のきつい箇所の改良(縦断、橋梁端部)	○		
			●歩道と車道の段差の解消(交差点部)	○		
			○支障物件の移設・撤去・整理(建築限界標 識、車止めなど)	○		
市道四条町 小綱町2号 線	市	市-12	●歩道の設置・歩行空間の確保(現状歩道無 し) 華薨以北	○		
			●歩道の設置・歩行空間の確保(現状歩道無 し) 華薨以南		○	
			●視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良 (連続的敷設は十分な歩道幅員が確保で きる区間)	○		
			○支障物件の移設・撤去・整理(電柱など)	○		
			●勾配のきつい箇所の改良(横断)	○		
			●グレーチングの改良(細目化)	○		
			●舗装等の改良(路面の凹凸)	○		
市道兵部町 2号線	市	市-13	●歩行空間の確保(現状歩道無し)	路側帯等で対応		
			●舗装等の改良(路面の凹凸改良など)	○		
市道兵部町 1号線	市	市-14	●歩行空間の確保(現状歩道無し)	路側帯等で対応		
			●舗装等の改良(路面の凹凸改良など)	○		

対象	事業者	整備項目 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)		スケジュール		
				短期 5年	中期 10年	長期 10年以上
市道兵部町 1号線	市	市-15	●視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良 (連続的敷設など)	○		
			●舗装等の改良(路面の凹凸改良など)	○		
			●勾配のきつい箇所の改良(縦断、横断、波 打ち、交差点部)	○		
			○支障物件の移設・撤去・整理(電柱、縁石 など)		○	
			●歩道と車道の段差の解消	○		
市道兵部町 2号線	市	市-16	●舗装等の改良(路面の凹凸改良など)	○		
			●視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良 (連続的敷設など)	○		
市道今井町 10号線	市	市-17	●歩道の設置・歩行空間の確保(現状歩道無 し) 今井小学校以東			○
			●歩道の設置・歩行空間の確保(現状歩道無 し) 今井小学校以西	○		
			●有効幅員の確保(現状歩道有り)			○
			●勾配のきつい箇所の改良(縦断・横断、波 打ち歩道の解消、交差点部)	○		
			歩道切り下げ部の位置の改良(今井地区公 民館前歩道：横断歩道への接続)	整備済		
			●視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良 (連続的敷設など)	○		
市道八木町 今井町線	市	市-18	●歩道の設置・歩行空間の確保(現状歩道無 し)	○		
			●勾配のきつい箇所の改良(縦断・横断、波 打ち歩道の解消、交差点部)	○		
			●視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良 (連続的敷設など)	○		
			●舗装等の改良(路面の凹凸改良など)	○		
			○支障物件の移設・撤去・整理(電柱など)		○	
市道四条 町・小綱町 2号線	市	市-19	●路線構成の見直し検討(両側に歩道新設)	○		
			●視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良 (横断歩道部のみ)	○		
			●舗装等の改良(路面の凹凸改良など)	○		
			○支障物件の移設・撤去・整理(電柱など)	○		
市道五井 町・今井町 線	市	市-20	●歩行空間の確保(現状歩道無し)	路側帯等で対応		
			●視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良 (連続的敷設など)		○	
			●舗装等の改良(路面の凹凸改良など)	○		

対象	事業者	整備項目 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)	スケジュール			
			短期 5年	中期 10年	長期 10年以上	
		○支障物件の移設・撤去・整理（電柱など）		○		
		●転落防止柵の設置（外堀）	○			
市道八木町・内膳町3号線	市	市-21	●歩行空間の確保（現状歩道無し）	路側帯等で対応		
			●視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良（連続的敷設など）	○		
			●舗装等の改良（路面の凹凸改良など）	○		
			●支障物件の移設・撤去・整理（電柱など）		○	
（地下道）	市	他-1	●勾配のきつい箇所の改良（縦断：水平区間の確保）	1Fに横断歩道の設置を検討		
			●視覚障害者誘導用ブロックの撤去	○		
			●舗装の改良（滑りやすさの改良）		○	
			●側溝蓋の設置（スロープと階段の合流部）		○	
			●手摺りの設置（平坦部）	○		
			●手摺りの点字表示の設置	○		
○注意喚起看板の改良（自転車をおして歩く）	○					
（駅南北通路：東側）	市	他-2	○照明の明るさの確保	○		
（駅南北通路：西側）	市	他-3	○照明の明るさの確保	○		

□今井町内の歩行空間の考え方：

今井町については、歴史性や景観に配慮しつつ、以下の検討を、地域の方や道路管理者、公安委員会等と協議し進める。

- 歩行空間の確保（歩行者専用道路化、一方通行化等の通行規制と併せて検討）
- 舗装等の改良（路面の凹凸）
- 案内サインの改良（景観に配慮しつつ、夜間でもわかりやすく目立つ表示）
- 側溝蓋の設置
- 支障物件の移設・除去・指導（電柱、車乗り入れのステップなど）

(3)交通安全特定事業等

【整備方針】

交通安全特定事業では、信号機、道路標識又は道路標示の設置、生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止等についての整備方針を定めます。

- ・すべての人が、安全、円滑に交差点を横断できるよう、主要交差点には信号機（音響信号、延長ボタン等）を設置し、その他の施設の改良を図ります。
- ・狭隘な道路空間については、歴史性や景観に配慮しつつ、交通規制等を検討することで歩行者の安全性の向上を目指します。
- ・移動の障害となる歩道上などにおける違法駐車取締りを引き続き推進します。

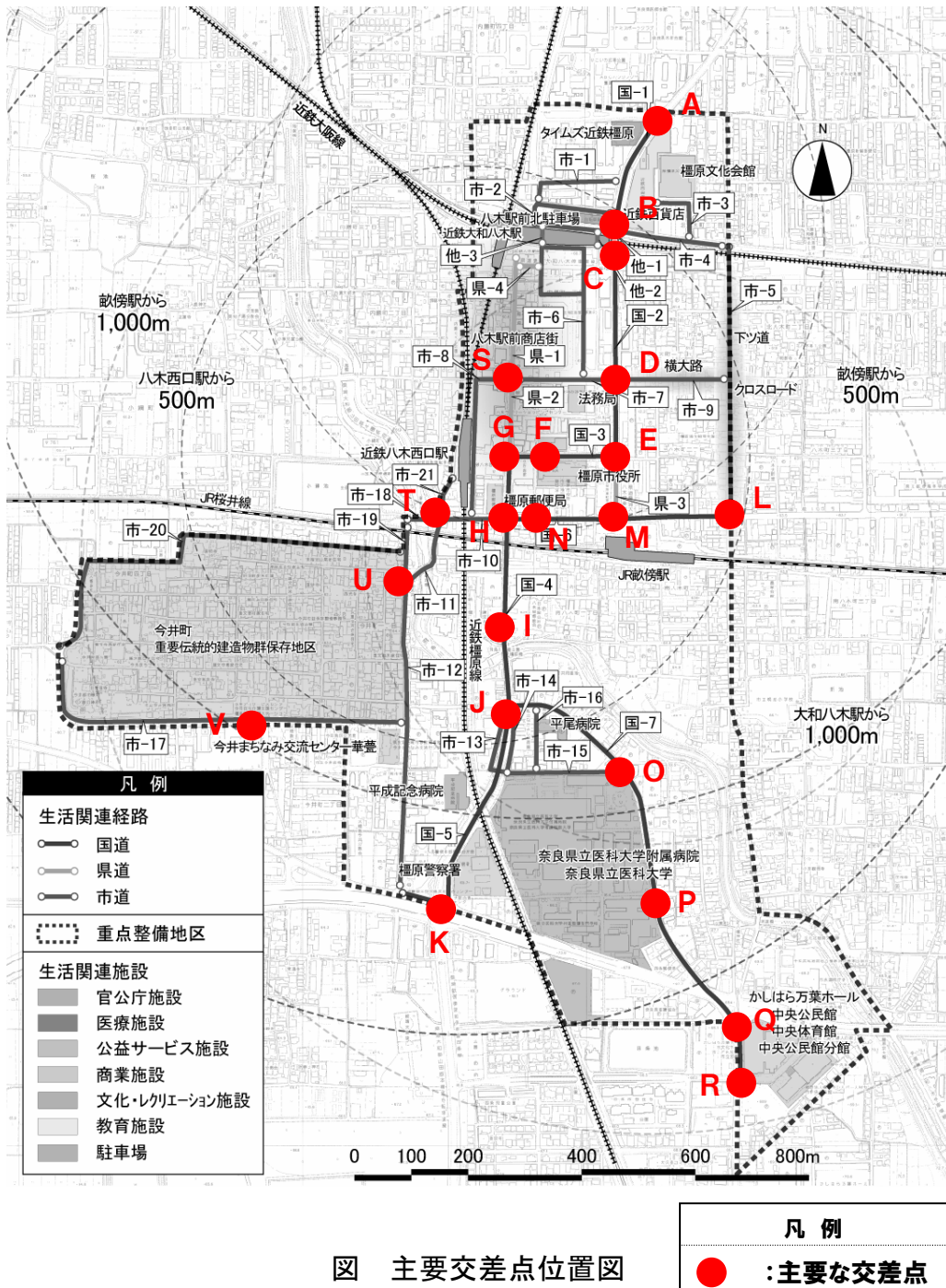


図 主要交差点位置図

【実施すべき事業】

対象	事業者	交差点 名等	整備項目 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)	スケジュール		
				短期 5年	中期 10年	長期 10年以上
北口 駅前 広場	公安委 員会	北口駅前 広場	●駐車禁止標識の設置と取締りの徹底	○ ※1		
A	公安委 員会	新賀南交 差点	●視覚障がい者附加機能の整備（音響式信号機）	○		
			●高齢者等感応化機能の整備（青時間延長押ボタン）	○		
B	公安委 員会	近鉄大和 八木駅北 広場	●視覚障がい者附加機能の整備（音響式信号機）		○	
			●高齢者等感応化機能の整備（青時間延長押ボタン）		※2	
			●横断歩道の設置		※3	
C	—	内膳町	視覚障がい者附加機能の整備（音響式信号機）	整備済み		
			●高齢者等感応化機能の整備（青時間延長押ボタン）	○		
D	—	柳町	視覚障がい者附加機能の整備（音響式信号機）	整備済み		
			●高齢者等感応化機能の整備（青時間延長押ボタン）	○		
E	公安委 員会	橿原市役 所東	●視覚障がい者附加機能の整備（音響式信号機）	○		
			●高齢者等感応化機能の整備（青時間延長押ボタン）		○	
F	公安委 員会	橿原市役 所北側	○歩道部での駐車車両の取締り	※4		
G	—	橿原市役 所西	視覚障がい者附加機能の整備（音響式信号機）	整備済み		
			高齢者等感応化機能の整備（青時間延長押ボタン）	整備済み		
H	公安委 員会	橿原郵便 局前	●横断歩道の設置	要検討 ※5		
I	公安委 員会	南八木	●横断歩道の設置	要検討 ※5		
			●視覚障がい者附加機能の整備（音響式信号機）	○		
J	—	兵部町	視覚障がい者附加機能の整備（音響式信号機）	整備済み		
			高齢者等感応化機能の整備（青時間延長押ボタン）	整備済み		
K	公安委 員会	四条町	●視覚障がい者附加機能の整備（音響式信号機）		○	
			●高齢者等感応化機能の整備（青時間延長押ボタン）		○	
L	公安委 員会	井戸の辻	●視覚障がい者附加機能の整備（音響式信号機）	○		
			●高齢者等感応化機能の整備（青時間延長押ボタン）	○		
M	公安委 員会	JR畝傍駅 北側三差 路	●視覚障がい者附加機能の整備（音響式信号機）	※6		
			●高齢者等感応化機能の整備（青時間延長押ボタン）	※6		
			●横断歩道の設置	要検討 ※5		

対象	事業者	交差点 名等	整備項目 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)	スケジュール		
				短期 5年	中期 10年	長期 10年以上
N	公安委員会	樺原郵便局前交差点東方交差点	●信号機の設定	※6		
O	公安委員会	奈良県立医大病院東	●視覚障がい者附加機能の整備（音響式信号機）	○		
			●高齢者等感応化機能の整備（青時間延長押ボタン）	○		
P	公安委員会	四条新町	歩行者用信号の設置	整備済み		
Q	公安委員会	小房町	●視覚障がい者附加機能の整備（音響式信号機）		○	
			●高齢者等感応化機能の整備（青時間延長押ボタン）		○	
			●信号灯器の大型化・方向の明確化	要検討 ※7		
R	—	市立体育館前	視覚障がい者附加機能の整備（音響式信号機）	整備済み		
			高齢者等感応化機能の整備（青時間延長押ボタン）	整備済み		
S	公安委員会	八木町1丁目	●高齢者等感応化機能の整備（青時間延長押ボタン）	○		
T	公安委員会	高橋	●視覚障がい者附加機能の整備（音響式信号機）		○	
			●高齢者等感応化機能の整備（青時間延長押ボタン）		○	
U	公安委員会	蘇武橋西詰め	●視覚障がい者附加機能の整備	※6		
			●高齢者等感応化機能の整備（青時間延長押ボタン）			
V	公安委員会	今井小学校前	●信号現示の改良	○※8		

□今井町内の歩行空間の考え方：

今井町については、歴史性や景観に配慮しつつ、以下の検討を、地域の方や道路管理者、公安委員会等と協議し進める。

●歩行空間の確保（歩行者専用道路化、一方通行化等の通行規制と併せて検討）

- ※1 標識の設置については法令に基づき必要数を設置しており問題無し。取締りについては樺原警察署で随時対応。長期的には道路管理者による駅前広場の整備も必要。
- ※2 現況では地下道があり主道路の横断歩道が無い。
- ※3 交通の安全を考えた場合は、地下道がより有効。（スロープの改良と合わせた検討）
- ※4 取締りについては随時対応。歩道駐車させないための道路管理者の対策も必要。
- ※5 横断歩道の設置については道路形状、横断者数等総合的な判断が必要。
- ※6 現在、信号機が設置されていない。信号機の設置については道路形状、交通量、交通事故発生件数等総合的な判断が必要。
- ※7 信号灯器のLED化を検討。
- ※8 道路改良の進捗に併せて検討。

(4)建築物特定事業等

【整備方針】

建築物特定事業では、建築物自体のバリアフリー化、生活関連経路のバリアフリー化のために必要な建築物の整備等についての整備方針を定めます。

- ・ 高齢者や障がい者をはじめとした多くの人の利用が見込まれる建築物については、奈良県福祉のまちづくり条例に基づいた施設（通路やスロープ、エレベーター、トイレ、駐車場等）のバリアフリー化を推進します。
- ・ 大規模な施設では、誰もがわかりやすい案内誘導を図ります。
- ・ すべての利用者が嬉しくなるように、利用者の立場に立ったおもてなしの充実を図ります。
- ・ 生活関連経路に面する施設については、周辺道路の整備などと連携した段差の解消、間口の有効幅員の確保等バリアフリー化整備を推進します。

【実施すべき事業】

対象	事業者	整備項目 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)	スケジュール		
			短期 5年	中期 10年	長期 10年以上
橿原市役所	橿原市	●障がい者用駐車スペースの増設	○		
		●スロープの拡幅（南棟・北側）			○※
		●スロープの設置（西棟）			○※
		●滑りやすい舗装の改良（特に北棟・屋内スロープ、南棟・北口スロープ部）	○		
		●案内・誘導施設の改良・充実（文字の拡大・ふりがな・点字表記・緊急案内 等）	○		
		○車いすの高さに対応した記入台の設置	○		
		●視覚障害者誘導用ブロックの色の明確化（周辺色との輝度比の確保）	○		
		●エレベーターへの音声案内の追加			○
		●エレベーターへの窓の追加			○※
		●エレベーターの設置（北棟）			○※
		●多機能トイレの増設（南棟）			○※
		●一般トイレへの洋式の増設			○
		●障がい者トイレの多機能化（北棟）			○※
		●一般トイレ入り口の段差の解消（北棟）	○		
○屋内明るさの確保（段階的な照度ダウン・階段部の照度の向上）	○				

※ スロープ、エレベーター、トイレの改良・新設は他事業に要する費用との関係で困難。既設のバリアフリー設備への適切な案内誘導で対応。大規模な改修が必要な項目は建物改築時に対応。

対象	事業者	整備項目 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)		スケジュール		
				短期 5年	中期 10年	長期 10年以上
橿原警察署	奈良県警	橿原警察署	●便所に水洗器具（オストメイト対応）を設置			○
			●入口階段への手摺りの設置		○	
			●入り口スロープへの手摺りの設置		○	
			●車いす使用者駐車施設（350cm）の設置（既設駐車スペースは幅員が270cmが2ヶ所）	○		
		●視覚障害者誘導用ブロックの敷設（道路から受付）	○			
		近鉄大和八木駅前交番	●入口段差の解消	○		

※ 橿原警察署は4階建てでエレベーターはないが、2階以上は不特定多数の方が自由に利用できる施設でないため、1階のみを整備対象。1階の受付には職員が常駐しているため、人的サポートが可能。

対象	事業者	整備項目 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)		スケジュール		
				短期 5年	中期 10年	長期 10年以上
法務局（奈良地方法務局橿原出張所）	法務省	●障がい者トイレの多機能化（ベッド、オストメイト対応）と案内の充実		※1		
		○車いすに対応した申請カウンターの設置		※2		

※1 ベッド、オストメイト対応については、スペースの問題もあり、庁舎の改築等の際でなければ対応が難しい。改修の際には、設置について検討。また、身障者用トイレへの案内が不十分な点については、トイレの表示に併せて身障者用トイレを設置している表示をするなどの対応を検討。

※2 申請カウンターとして車いす対応のものはないが、車いすを御使用のお客様が来庁された際には、入り口右手の窓側近くに丸いすを置いている机があり、そこで車いすのまま記載していただいている。なお、申請カウンターについては、カウンターの更新時に、車いす対応も可能な仕様とする等検討。

対象	事業者	整備項目 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)	スケジュール		
			短期 5年	中期 10年	長期 10年以上
橿原文化会館	奈良県	●入り口段差の解消			○※
		●入り口の段差の表示（当面は、段差があることを表示するための蛍光塗料等を塗布）	○		
		●スロープの増設（南側）			○※
		●案内・誘導施設の改良・充実（文字の拡大・ふりがな・点字表記・緊急案内 等）			○※
		●視覚障害者誘導用ブロックの設置			○※
		●電光掲示板の設置（文字・映像情報の提供）			○※
		●エレベーターの拡大			○※
		○エレベーター内照度の向上			○※
		●多機能トイレの設置			○※
		●障がい者トイレの改良（ドア）	○		

※ 大規模な改良を要する項目は建物改築時に対応を検討。

対象	事業者	整備項目 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)	スケジュール		
			短期 5年	中期 10年	長期 10年以上
かしはら万葉ホール	橿原市	●階段手摺りの設置	○		
		●コンクリートの蓋の穴の改良（南側玄関付近）	○		
		●視覚障害者誘導用ブロックの設置（進入経路、外周部、階段部）		○	
		●案内・誘導施設の改良・充実（文字の拡大）	○		
		○多機能トイレの増設	案内表示の充実で対応		
		●ホール内トイレ男女別・障がい者トイレの配置の改良（男女共同型に変更）	○		
		●男女別・オストメイト用トイレへの案内充実	○		
		●エレベーターへの点字案内の追加	○		
		休憩施設の充実	整備済		
市立中央体育館・中央公民館	橿原市	●障がい者（エレベーター）動線案内の明確化		○	
		●障がい者トイレの多機能化（ベット、オストメイト対応）		○	
		●一般トイレの段差の解消	○		
		●案内・誘導施設の改良・充実（文字の拡大・ふりがな・点字表記・緊急案内 等）	○		
		●視覚障害者誘導用ブロックの設置			○
		●車いすの高さに対応した受付カウンターを設置			○

対象	事業者	整備項目 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)	スケジュール		
			短期 5年	中期 10年	長期 10年以上
		●階段手摺りの設置	○		
中央公民館 分館	橿原市	●アプローチ部の歩道の設置			○
		●スロープへの手摺りの設置	○		
		●視覚障害者誘導用ブロックの設置（屋外経路、階段）			○
		●階段端部の色の明示	○		
		●滑りやすい舗装の改良（玄関）			○
		●案内・誘導施設の改良・充実（文字の拡大・ふりがな・点字表記・緊急案内 等）	○		
		●エレベーターへの点字案内の追加	○		
		●障がい者トイレの多機能化			○
		○屋内明るさの確保（段階的な照度ダウン・階段部の照度の向上）	○		
		視覚障害者誘導用ブロック上の障害物（マット）の撤去	撤去済		
○歩行障害物（駐禁看板-前面道路、いす-1Fスロープ付近）の整理	○				
今井町まちなみ交流センター華蓋	橿原市	●障がい者駐車スペース表示の改良（看板の設置）	○		
		●入口階段への手摺りの設置	○		
		○一般トイレへのシャワートイレの設置	○		
近鉄大和八木北口立体駐車場	橿原市	●障がい者駐車スペースの増設	○		
		●障がい者駐車スペースから外部への通路の拡幅	○		
		障がい者駐車スペースの適切な運用（三角コーン等障害物対応）	対応済		
		●1Fまでつながるエレベーターの設置			○※
		●階段端部の色の明確化	○		
		●階段への適切な手摺りの設置（太さ、高さ）	○		
		●多目的トイレの設置			○
●使いやすいトイレ位置の変更			○※		

※ 構造的に困難。改築時に対応。当面はバリアフリールートの適切な案内誘導で対応。

対象	事業者	整備項目 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)	スケジュール		
			短期 5年	中期 10年	長期 10年以上
檀原郵便局	郵便局	○入り口への視覚障がい者用チャイムの設置		※1	
		○車いすの高さに対応したカウンターの設置		※2	
		○スロープの改良		※3	

- ※1 現在視覚障害者誘導用ブロックを設置。当支店においては1つ目の自動ドア内に「ATM」及び「時間外窓口」があり、郵便局窓口はもう一つの自動ドアに入る必要がある。現状として、ATM等で視覚障がい者のお客様が迷われている場合は、時間外窓口社員が声をかけてご案内。
- ※2 現在窓口にはローカウンターが2箇所あり、車椅子のお客様に対応。または、社員がお客様ロビーに出てお客様に対応。
- ※3 東側の入り口は歩道からスロープ又は階段になっているが、南側の入り口は段差なし。お帰りになる際は、南側の出入り口を案内。

対象	事業者	整備項目 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)	スケジュール		
			短期 5年	中期 10年	長期 10年以上
奈良県立医科大学附属病院	同左	○診療科の区別がわかりやすい待合スペースの改良			○
		●建物内段差解消、スロープの勾配の改良		○	○
		●入り口への視覚障がい者用チャイムの設置			○
		●点字案内板への音声案内の追加			○
		○駐車場内の歩行者動線の明示			○
		●外来者用エレベーターの設置	○		
		○総合受付の改修及び総合案内業務の充実	○		
		○車いすに対応した受付カウンターの設置	○		
		○案内・誘導サイン板の改良・充実（文字の拡大等）	○	○	
		●外来部門のドアの改修（スライド方式への変更）	○	○	
		○外来、A病棟6階南、A病棟7階南、一般教育校舎、基礎医学校舎トイレの改修（洋式化及びシャワートイレ完備）	○		
		○医局棟1階廊下、中央放射線部待合ホールの滑りにくい床面への改修	○		
		○A病棟6階南、A病棟7階南廊下への手すりの設置	○		
●A病棟6階南、A病棟7階浴室の改修	○				
平成記念病院	同左	●トイレ入り口段差の解消（北館1F男女トイレ、北館2F男女トイレ、北館3・4・5・6F男女トイレ、北館病室個室トイレ）	○		

対象	事業者	整備項目 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)	スケジュール		
			短期 5年	中期 10年	長期 10年以上
		●障がい者トイレの増設（1F・2F 外来707及び北館3・4・5・6F 病棟707、南館3・4F 707部分）		○	
		●北館全トイレの洋式トイレ化（和式トイレの改修）と全トイレのウォシュレット完備	○		
		●浴室入口の段差解消（北館3・4・5・6F 病棟浴室、北館病室個室浴室）		○	
		●北館エレベーターの音声ガイドの設置	○		
		○北館エレベーター扉閉鎖の制御装置に赤外線センサー取付	○		
		●北館エレベーターかご内及び乗降ロビーに点字その他の方法による制御装置を設置	○		
		●北側駐車場から2Fへのエレベーター設置		○	
		●南館エレベーターの増設			○
		●階段の二重（上下）手摺の整備	○		
		●北館階段部分のフロア、手摺への点字整備	○		
		●館内案内版への点字表示及び音声案内整備	○		
		●駐車場からの視覚障害者誘導用ブロック整備	○		
		●館内入口にインターフォン設置	○		
		●聴覚障がい者に対する、外来診療時の呼び出し設備整備（ハイブレーション設備）	○		
		○北館2F 外来ロビーの照度改善	○		
平尾病院	同左	●健診センター入口段差の解消	○		
		●道路より病院玄関内までの視覚障害者誘導用ブロック設置	○		
タイムズ近鉄橿原	近鉄百貨店	●入ロースロープにおける、緩勾配動線への誘導案内の追加	○		
		●多機能トイレへの改良			○
		●案内誘導表示の改良（表示の拡大、路面への表示）			○
		●精算機への文字・映像表示の追加			○
		エレベーターの拡大	15人乗りを整備済		
		●視覚障害者誘導用ブロックの設置			○
近鉄百貨店	同左	●視覚障害者誘導用ブロックの設置（B1、立体駐車場1F）	○		
		●エレベーターへの点字表示の設置			○
		○1Fロビーの歩行障害物の整理（休憩施設）	○		
		●案内・誘導施設の改良・充実（文字の拡大・ふりがな・点字表記・緊急案内等）			○

対象	事業者	整備項目 (●：特定事業、○：その他事業又はソフト事業)	スケジュール		
			短期 5年	中期 10年	長期 10年以上
八木駅前商店街	同左	●入口段差の解消、間口の有効幅員の確保	※		
		○利用者の立場に立ったおもてなしの充実	○		

※各店舗の構造の違いなど、課題が多岐にわたるため、統一的に整備を進めるのは難しいが、ソフト事業の充実と合わせて検討。

(5)移動等円滑化のためのその他の事業

【整備方針】

①通路

特定事業の対象とならない生活関連経路のバリアフリー整備等については、バリアフリー新法によって設けられた、移動等の円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定の認可制度（重点整備地区内の土地の所有者等が締結）の活用等による、重要な経路のバリアフリー化を検討します。

- ・ 駅南北通路（2箇所）、地下通路等

②自転車ネットワーク

歩行者と自転車の安全の確保や観光客等へのサービス向上を目的に、連続的な自転車走行空間や駐輪場、レンタサイクルシステムの確保を検討し、具体化する中で本構想に反映します。

- ・ 歩行者、自転車双方にとって安全で快適な自転車走行空間を連続的に確保することを検討します。
- ・ 自転車走行空間の確保にあたっては、既存の大規模自転車道の活用および連続性の確保を検討します。
- ・ 既存計画との整合性を図り、駐輪場の整備を促進します。
- ・ 現在あるJR畷傍駅のレンタサイクル乗り捨てスペース等を活用し、観光客が快適に地区内外を観光できるレンタサイクルシステムの構築を検討します。

③案内サイン

歩行者や自転車等が、安全にわかりやすく移動できる案内とともに、歴史的観光資源を有する本地区の雰囲気醸し出す案内サインの整備を検討し、具体化する中で本構想に反映します。

- ・ すべての人にわかりやすいサイン（ひらがな・外国語併記など）の整備を検討します。
- ・ 点字・音声案内の充実、移動支援のためのユビキタス*な環境づくりなど、障がい者等の円滑な移動に配慮した整備を検討します。

※ユビキタス：同時に、どこにでもあること。いたるところに存在する。

④都市シビック拠点周辺のアクセス改善

鉄道駅から遠くに位置する奈良県立医科大学付属病院や、かしはら万葉ホール等が立地する都市シビック拠点へのアクセスを改良するため、新たな交通手段の確保、連続した快適な歩行空間整備を検討します。

(6)ソフト対策

【整備方針】

①こころのバリアフリー

高齢者・障がい者等の移動等円滑化を実現するためには、施設の整備（ハード）だけでは十分ではありません。利用者のモラルや使い方によっては、それらが活かされず、十分な移動円滑化とはなりえません。また、物理的なバリアで困っている人も、まわりの人のちょっとした気遣いや思いやりの心で移動が可能になることもあります。

このため、バリアフリー化の重要性や高齢者・障がい者等に対する理解を深め、行動につなげる「こころのバリアフリー」を推進します。

●こころのバリアフリーに向けた具体的取り組み

【広報・啓発】

内容	主な担当窓口
・住民の高齢者・障がい者等への理解促進	県：地域福祉課、障害福祉課・長寿社会課 市：障がい福祉課、高齢者支援室
・沿道住民（商店主など）に対するバリアフリーの理解促進	県：地域福祉課 市：都市計画課
・建築主・事業主に対するバリアフリーの啓発	県：建築課、地域福祉課 市：建築指導課
・職員・従業員の高齢者・障がい者等への理解促進と対応の向上	県：地域福祉課、障害福祉課、長寿社会課 市：人事課
・地域福祉啓発事業の促進	市：福祉総務課

【教育】

内容	主な担当窓口
・学校における福祉（心のバリアフリー）教育の実施	県：学校教育課 市：学校教育課
・住民に対する啓発活動、学習機会の提供	県：人権施策課 市：社会教育課

【市民活動の支援】

内容	主な担当窓口
・NPO・ボランティア等への活動支援や連携	県：協働推進課 市：市民協働課

②バリアフリー情報の提供

高齢者や障がい者等の利用者にわかりやすい形で必要な情報を提供することが重要です。バリアフリー情報の提供にあたっては、継続的な情報更新、管理主体の異なる施設等を包含した情報の提供が必要であり、行政、市民、福祉関係団体等の連携・協力のもとで推進します。

●バリアフリー情報の提供に向けた具体的取り組み

内容	主な担当窓口
・バリアフリーマップ（バリアマップ）の作成・配布	県：地域福祉課、道路・交通環境課 市：都市計画課
・バリアフリー事例の紹介、事例集の作成	県：道路・交通環境課、建築課 市：都市計画課
・バリアフリー化事業等に関する情報（進捗状況、実施予定など）の開示	県：道路・交通環境課 市：都市計画課 その他各特定事業 担当部署
・工事情報の提供（現場での視覚情報以外の交通規制、施設利用制限等の情報の提供）	県：道路管理課 市：都市計画課 その他各特定事業 担当部署

③迷惑放置自転車及び路上看板等への対策

自動車の違法駐車については、公安委員会による取締りでの対応となりますが、駐輪及び自転車通行マナーの向上を図る取り組みを推進します。

また、歩道上への商品のはみ出し陳列や自動販売機・看板等の設置など、安全な歩行空間確保に支障を及ぼす行為を防止するための指導を推進します。

●迷惑自転車及び路上看板等の対策に向けた具体的取り組み

内容	主な担当窓口
・放置自転車の撤去	県：交通企画課 市：市民協働課
・駐輪及び自転車通行マナーの向上を図るための啓発活動	県：安全・安心まちづくり推進課 市：市民協働課
・自転車駐車場の整備	県：道路・交通環境課 市：市民協働課
・安全な歩行空間確保に支障を及ぼす行為を防止するための指導	県：安全・安心まちづくり推進課、道路・交通環境課 市：市民協働課

④観光地における来訪者への配慮

本地区は、今井町、クロスロードといった観光資源を有しており、観光客等にも配慮した取り組みを推進します。

●観光地における来訪者への配慮に向けた具体的取り組み

内容	主な担当窓口
・観光特性（歴史性の保持）や景観等に留意した上で、の、わかりやすい案内表示（サイン）の設置	県：道路・交通環境課 市：観光課、今井町並保存整備事務所・文化財課
・案内員の配置	市：観光課、今井町並保存整備事務所・文化財課
・ボランティア等による移動支援	市：観光課、今井町並保存整備事務所・文化財課

⑤工事中の対策

通路幅員の確保、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置、誘導員の配置など、工事中であっても利用者が安全に安心して歩ける空間の確保、工事情報の提供などを行います。

主な担当窓口
県：道路・交通環境課 その他各特定事業 担当部署

⑥設計・施工者等への意識啓発・技術力向上

施設を設計・施工する人たちに対し、バリアフリーの整備に関する意識を高める活動や、技術力を向上させるための取り組みを推進します。

主な担当窓口
県：道路・交通環境課、建築課 市：契約検査課 その他各特定事業 担当部署

⑦バリアフリー化のための支援策について

移動等円滑化基本構想等を作成した後に、特定事業計画を着実に実現していくために事業者に対して支援策を用意することも重要です。

現在、支援制度は、公共交通機関や、公共施設のみならず民間施設向けの事業も用意されています。

今後これらを利用しながら、地方自治体としても、民間施設事業者が利用しやすい支援策の用意、支援策の活用を促進する取り組みを実施していきます。

主な担当窓口
県：建築課、地域福祉課 市：都市計画課

⑧進行管理について

移動等円滑化基本構想等を作成した後は、特定事業計画の作成や事業実施までの期間にわたる継続的な進行管理が必要です。

これらをスムーズに進めていくために、構想等作成時の協議会を活用した組織の立ち上げ等により、関係事業者および利用者間の協議・調整や合意形成を円滑に進めます。

主な担当窓口
県：地域福祉課、道路・交通環境課 市：都市計画課

10. 橿原市移動等円滑化基本構想の実現に向けた推進体制

本構想で定められた基本理念、基本方針等を実現していくため、各事業者は本構想で定めた「実施すべき特定事業等」に基づき、特定事業計画等を作成し、バリアフリー滑化事業を実施していくこととなります。

また、基本理念や基本方針等に基づいたバリアフリー整備の進捗状況を確認していくためには、継続的に協議・検討していく体制整備が必要となります。

したがって、本協議会終了後に、「(仮称) 橿原市移動等円滑化推進協議会」を発足させ、バリアフリー整備における協議や助言、事後評価を行い、広く市民・利用者への情報提供に努め、バリアフリー整備を継続的に推進していきます。

- ◇ 計画・設計段階から高齢者や障がい者、地域住民等との意見交換・協議・調整できる体制づくりと整備後の事後評価などの実施
- ◇ 今後の整備の進捗状況を踏まえ、事業者間の調整や、社会経済情勢などを考慮に入れた基本構想の見直し など

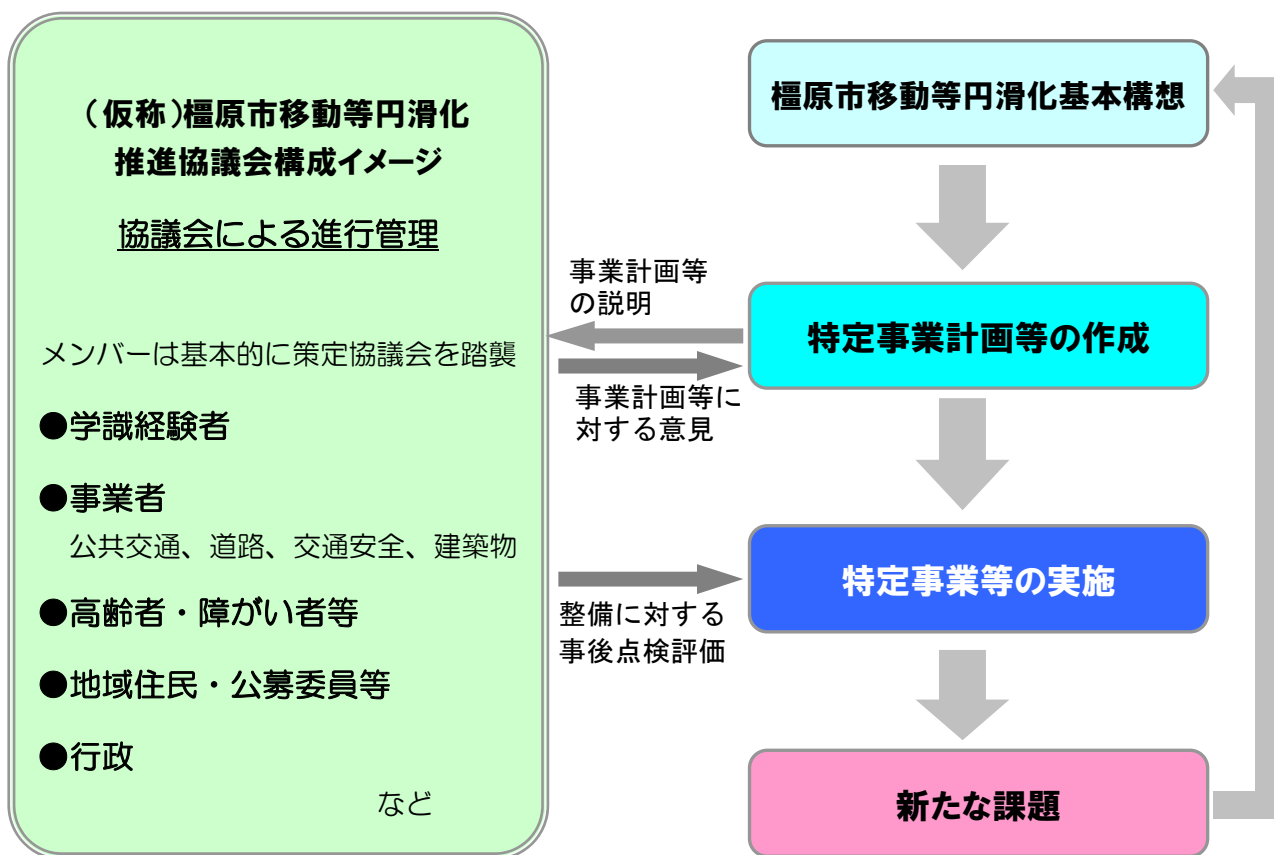


図 移動等円滑化推進体制イメージ